

令和4年度

全国知的障害児入所施設 実態調査報告

公益財団法人日本知的障害者福祉協会
児童発達支援部会

は じ め に

本報告書は、日本知的障害者福祉協会に加入する障害児入所施設225施設のうち、回答をいただいた152施設の令和4年度の実績についての調査報告です。

新型コロナウイルス感染症の影響等、多くの困難を抱える中で貴重な時間を割いて、本調査にご協力いただいた施設の皆様に心より感謝申し上げます。

今回の調査結果からは、年齢超過児童の地域移行が促進され、児童福祉施設としての適正化が進んでいることがわかりました。在所延長児童については、前年度調査478人から363人に減少し、過去の調査において最も少ない人数となっています。一方で、少子化の進行等により、定員を充足（100％以上）している施設は26施設にとどまり、多くの施設が厳しい経営状況にあることが推察され、今後の事業運営に大きな課題となることを示唆しています。

在籍する児童の措置率については、東海地区が81.5％に対して、東北地方は34.5％、中国地方は48.5％という結果となり、地域間格差が著しい状況が続いていることが明らかになりました。入所の理由をみると、家族の状況では、「保護者の養育力不足」が最も多く44.9％、「虐待・養育放棄」が34.7％となっており、入所児童の多くが厳しい生活環境におかれていることがわかりました。これらの児童たちに対して、より一層の「心に寄り添う丁寧な支援」が求められます。

今回の調査で得られた結果は、第3期障害児福祉計画や今後の障害児福祉施策の充実のための基礎資料として非常に重要な意義を持ちます。本報告書を通じて、障害児福祉のさらなる充実に向けた施策提言を行い、より質の高い支援が提供されるよう、関係者一丸となって取り組んでいくことが求められています。本報告書が障害児福祉の充実に少しでも寄与できることを願っています。

令和5年3月

児童発達支援部会

副部会長 寶子丸 周吾

目 次

はじめに	77
調査経過	80
I 施設の状況	81
1. 施設数	
2. 設立年代	
3. 経過的障害者支援施設の指定状況	
4. 児童の出身エリア	
5. 定員の状況	
6. 在籍の状況	
(1) 在籍数	
(2) 在籍率	
7. 措置・契約の状況	
II 児童の状況	88
1. 年齢の状況	
(1) 在籍児の年齢の状況	
(2) 在所延長児童の状況	
(3) 入所時の年齢	
2. 在籍期間	
3. 入所の状況	
(1) 入所児数	
(2) 一時保護が必要とされた児童の受け入れ状況	
(3) 入所の理由	
(4) 虐待による入所の状況	
4. 退所の状況	
(1) 退所児数	
(2) 入退所の推移	
(3) 進路の状況	
5. 家庭の状況	
(1) 家庭の状況	
(2) 帰省・面会の状況	
6. 就学の状況	
7. 障害の状況	
(1) 障害程度の状況	
(2) 重度認定の状況	

(3) 重複障害の状況	
8. 行動上の困難さの状況	
9. 医療対応の状況	
(1) 医療機関の受診状況	
(2) 服薬の状況	
(3) 入院の状況	
(4) 契約制度の影響	
Ⅲ 施設の設備・環境と暮らしの状況	111
1. 施設建物の形態	
2. 居住スペースと生活支援スタッフの構成	
(1) 生活単位の設置数	
(2) 専任スタッフ数	
(3) 児童と直接支援職員の比率	
3. 「自活訓練事業」の取り組み状況	
Ⅳ 地域生活・在宅サービスの状況	116
1. 障害児等療育支援事業の実施状況	
2. 短期入所事業の実施状況	
3. 日中一時支援事業の実施状況	
4. 福祉教育事業の実施状況	
5. 地域との交流	
Ⅴ 施設運営・経営の課題	121
1. 施設の運営費	
(1) 加算の認定状況	
(2) 自治体の補助の状況	
2. 在所延長規定の廃止に伴う今後の施設整備計画	
(1) 障害者支援施設の指定状況	
(2) 今後の対応方針	
(3) 今後の児童施設の定員	
(4) 障害種別の一元化に向けた対応	
3. 在所延長している児童の今後の見通し	
4. 児童相談所との関係	
(1) 措置後の児童福祉司等の施設訪問	
(2) 児童相談所との連携	
(3) 18歳以降の対応	
5. 利用者負担金の未収状況	
6. 苦情解決の実施状況	
調 査 票 C	128

調 査 経 過

本調査は、公益財団法人日本知的障害者福祉協会の会員である知的障害児施設に対して調査票を送付して回答を得た結果の報告である。

調査対象 本会に加入する障害児入所施設（福祉型・医療型）（225施設）に送付

調 査 日 令和4年6月1日

回 答 数 152施設 回収率 67.6%

○調査データは、令和4年6月1日を基本とし、令和3年度（2021.4.1～2022.3.31）の実績を対象としている。

○割合は、原則として小数第2位以下四捨五入で表示している。基礎数は回答施設数、定員、在籍数とし、必要に応じて設置主体別の数を基礎として比較している。

○設置主体は、公立公営（事業団含む）、公立民営、民立民営に分類し、データ報告については、公立と民立に分けているが、この場合の公立は、公立公営・公立民営を総称している。

○地区区分は、協会の地区区分により9地区に分けて整理している。

○児童福祉法対象年齢を超えた満18歳以上については、年齢超過児ないし過齢児と記している。

○「令和3年調査」「前年度調査」の表記は、令和3年度全国知的障害児施設・事業実態調査報告をさし、「全国調査」は調査・研究委員会が取りまとめた全国知的障害児者施設・事業実態調査を引用している。

○総数と内訳の合計数が一致しない項目があるが、不明処理等によるものである。

○項目間により総数に不一致が見られることがあるが、各々の項目の有効回答を最大限活かして集計したためである。

I 施設の状況

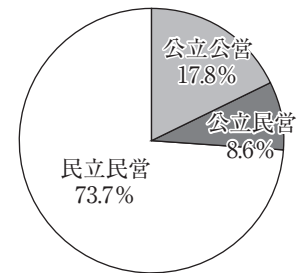
回答施設県別一覧

地区		都道府県	対象 施設数	回答 施設	回収率	定員	現員	うち 措置	契約	充足率	措置率	R3年 充足率	R3年 措置率
北海道	1	北海道	11	9	81.8	305	273	163	110	89.5	59.7	92.3	26.3
東 北	2	青 森	7	6	85.7	130	95	27	68	73.1	28.4	72.9	26.7
	3	岩 手	3	1	33.3	40	33	9	24	82.5	27.3	70	46.9
	4	宮 城	1	0	0	0	0	0	0	0	0	73.3	77.3
	5	秋 田	3	1	33.3	5	5	1	4	100	20	0	0
	6	山 形	3	1	33.3	30	17	1	16	56.7	5.9	55	36.4
	7	福 島	8	5	62.5	155	102	49	53	65.8	48.0	64.5	48.7
		小計	25	14	56	360	252	87	165	70	34.5	67.5	45.0
関 東	8	茨 城	7	5	71.4	140	135	92	43	96.4	68.1	98.5	54.7
	9	栃 木	4	3	75	50	46	41	5	92	89.1	92.9	89.2
	10	群 馬	3	3	100	106	98	43	55	92.5	43.9	84.9	53.3
	11	埼 玉	5	3	60	85	65	48	17	76.5	73.8	61.4	63.6
	12	千 葉	10	4	40	72	60	55	5	83.3	91.7	62.3	71.1
	13	東 京	6	5	83.3	224	181	74	107	80.8	40.9	83.9	43.1
	14	神奈川	15	9	60	390	345	205	140	88.5	59.4	87.4	70.2
	15	山 梨	1	1	100	70	29	22	7	41.4	75.9	55.7	84.6
	16	長 野	1	1	100	30	29	14	15	96.7	48.3	96.7	51.7
		小計	52	34	65.4	1,167	988	594	394	84.7	60.1	80.4	63.0
東 海	17	静 岡	9	5	55.6	187	127	89	38	67.9	70.1	78.4	81.7
	18	愛 知	7	4	57.1	200	159	150	9	79.5	94.3	77.7	92.3
	19	岐 阜	2	1	50	30	25	21	4	83.3	84	100	80
	20	三 重	4	3	75	90	68	49	19	75.6	72.1	88.8	71.8
		小計	22	13	59.1	507	379	309	70	74.8	81.5	80.5	84.0
北 陸	21	新 潟	8	5	62.5	84	55	37	18	65.5	67.3	67.5	50.6
	22	富 山	2	2	100	100	51	34	17	51	66.7	47	68.1
	23	石 川	4	2	50	70	6	3	3	8.6	50	25.6	69.6
	24	福 井	1	1	100	20	20	12	8	100	60	80	62.5
		小計	15	10	66.7	274	132	86	46	48.2	65.2	50.8	59.2
近 畿	25	滋 賀	4	4	100	390	91	45	46	23.3	49.5	35.9	59.1
	26	京 都	3	3	100	110	103	39	64	93.6	37.9	94.5	35.6
	27	大 阪	8	5	62.5	260	206	185	21	79.2	89.8	82.3	81.6
	28	兵 庫	9	4	44.4	95	91	74	17	95.8	81.3	82.6	56.9
	29	奈 良	2	2	100	106	66	0	66	62.3	0	63.2	70.1
	30	和歌山	2	2	100	80	74	48	26	92.5	64.9	130	38.5
		小計	28	20	71.4	1,041	631	391	240	60.6	62.0	70.5	63.5
中 国	31	鳥 取	2	1	50	45	18	12	6	40	66.7	50	0
	32	島 根	6	5	83.3	100	63	40	23	63	63.5	65.5	65.3
	33	岡 山	4	3	75	110	74	60	14	67.3	81.1	62.6	83.3
	34	広 島	10	7	70	221	197	53	144	89.1	26.9	75.2	67.0
	35	山 口	2	1	50	40	40	25	15	100	62.5	95	52.6
		小計	24	17	70.8	516	392	190	202	76.0	48.5	70	67.1
四 国	36	徳 島	3	2	66.7	100	81	52	29	81	64.2	80.9	60.7
	37	香 川	2	2	100	56	38	27	11	67.9	71.1	76.8	67.4
	38	愛 媛	5	4	80	60	39	7	32	65	17.9	74.4	26.9
	39	高 知	2	1	50	10	9	9	0	90	100	0	0
		小計	12	9	75	226	167	95	72	73.9	56.9	71.4	50.8
九 州	40	福 岡	6	3	50.0	120	105	83	22	87.5	79.0	67.9	86.3
	41	佐 賀	2	1	50.0	40	20	9	11	50	45	60	38.1
	42	長 崎	2	0	0	0	0	0	0	0	0	88.8	50.7
	43	熊 本	8	7	87.5	235	183	110	73	77.9	60.1	78	53.8
	44	大 分	3	3	100	60	54	25	29	90	46.3	76.7	30.4
	45	宮 崎	4	3	75.0	70	52	36	16	74.3	69.2	83.1	63.0
	46	鹿児島	7	6	85.7	100	95	35	60	95	36.8	88.6	33.3
	47	沖 縄	4	3	75.0	54	34	11	23	63.0	32.4	72.9	39.2
		小計	36	26	72.2	679	543	309	234	80.0	56.9	77.2	53.5
総計			225	152	67.6	5,075	3,757	2,224	1,533	74.0	59.2	76.0	57.1

調査全般において、障害児入所施設から障害者支援施設への移行、もしくは施設の閉鎖等の大きな変動が起こっている時期であり、前年度との比較による分析が難しくなっている項目があることを踏まえての調査結果の分析とする。

1. 施設数

〔表1〕は調査対象225施設のうち、回答のあった152施設の状況である。設置主体別では、児童福祉法の施行当初から昭和50年代までに公的責任において自治体が施設を設置してきた背景から公立施設が全体に占める比率が高かったが、近年は指定管理制度、民間委譲が徐々に進んできている。しかしながら、地区別では北陸が公立施設の割合が高くなっている。



設置主体別の状況

表1 施設数

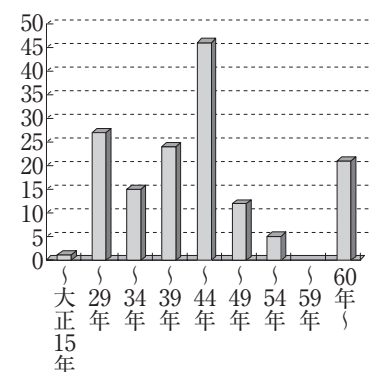
	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
計	152		9	14	34	13	10	20	17	9	26
%	100		5.9	9.2	22.4	8.6	6.6	13.2	11.2	5.9	17.1
公立公営	27	17.8	1	6	3	3	4	3	1	2	4
公立民営	13	8.6	0	0	4	1	2	3	0	0	3
民立民営	112	73.7	8	8	27	9	4	14	16	7	19
※地区別民立施設比率			88.9	57.1	79.4	69.2	40	70	94.1	77.8	73.1

2. 設立年代

設立年代〔表2〕では、昭和30年から49年の約20年間に97施設が設立され、50年代前半で施設設置は概ね済んだといえる。その後に、昭和60年以降に21施設が設立されている。

表2 設立年代

	施設数	%
～大正15年	2	1.3
昭和元年～29年	27	17.8
昭和30年～34年	15	9.9
昭和35年～39年	24	15.8
昭和40年～44年	46	30.3
昭和45年～49年	12	7.9
昭和50年～54年	5	3.3
昭和55年～59年	0	0
昭和60年～	21	13.8
計	152	100



3. 経過的障害者支援施設の指定状況

表3 経過的障害者支援施設の指定状況

	施設数	%
指定を受けている	48	31.6
指定を受けていない	104	68.4
計	152	100

経過的障害者支援施設の指定状況〔表3〕は、「指定を受けている」施設は48施設（31.6%）,「指定を受けていない」施設が104施設（68.4%）となることから、年齢超過児童の地域生活移行が促進され、近年は児童福祉施設として適正化が図られている。

4. 児童の出身エリア

措置及び支給決定している児童相談所の数〔表4〕は、前年度調査と比較して大きな変化はなかった。

児童相談所については、令和5年2月1日現在、都道府県、政令指定都市等、全国に228 か所あり、10か所以上（東京17、神奈川15、愛知13、大阪10）設置する自治体もあるが、児童相談所が4カ所以下の都道府県が23か所（53.5%）となっている。

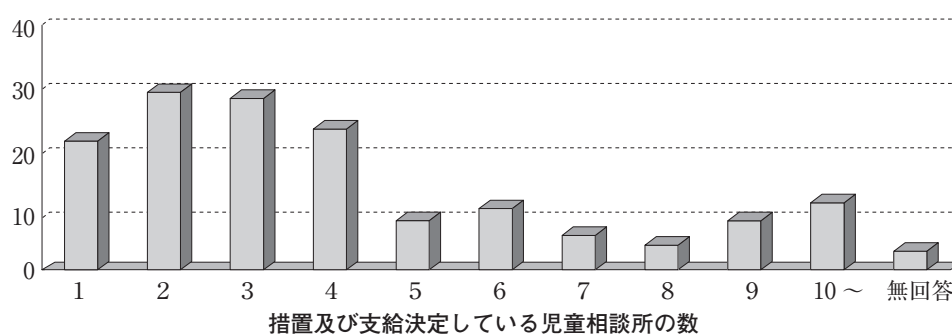


表4 措置及び支給決定している児童相談所の数

か所数	施設数	%
1 か所	21	13.8
2 か所	29	19.1
3 か所	28	18.4
4 か所	23	15.1
5 か所	8	5.3
6 か所	10	6.6
7 か所	7	4.6
8 か所	4	2.6
9 か所	8	5.3
10か所～	11	7.2
無回答	3	2.0
計	152	100

都道府県の数〔表5〕では、1都道府県が103施設（67.8％）と最も多く、次いで2都道府県が27施設（17.8％）となっている。

表5 都道府県の数

	施設数	%
1 都道府県	103	67.8
2 都道府県	27	17.8
3 都道府県	8	5.3
4 都道府県	5	3.3
5 都道府県以上	4	2.6
無回答	5	3.3
計	152	100

出身区市町村の数〔表6〕では、「1～5区市町村」と「6～10区市町村」を併せて90施設（59.2％）となり半数近くを占める。

表6 出身区市町村の数

	施設数	%
1～5 区市町村	45	29.6
6～10 区市町村	45	29.6
11～15 区市町村	29	19.1
16～20 区市町村	12	7.9
21～25 区市町村	5	3.3
26～30 区市町村	5	3.3
31 区市町村～	0	0
無回答	11	7.2
計	152	100

5. 定員の状況

回答施設の定員数〔表7〕の総計は5,075人。1施設あたりの平均定員数は33.4人。設置主体別に公立系は1,526人（30.1％）、民立は3,549人（69.9％）であった。

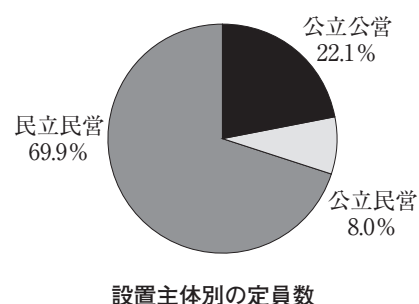


表7 定員数

	定員計	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
定員数	5,075	—	305	360	1,167	507	274	1,041	516	226	679
%	—	100	6.0	7.1	23.0	10.0	5.4	20.5	10.2	4.5	13.4
公立公営	1,121	22.1	27	150	164	185	134	226	45	45	145
公立民営	405	8.0	0	0	165	50	30	90	0	0	70
民立民営	3,549	69.9	278	210	838	272	110	725	471	181	464
* 民立定員比率 (%)			91.1	58.3	71.8	53.6	40.1	69.6	91.3	80.1	68.3

定員規模別施設数〔表8〕は、定員11人～29人の施設数が42施設（27.6%）と最も多く、次いで定員30人の施設が34施設（22.4%）であった。

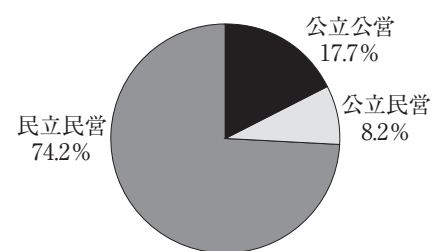
表8 定員規模別施設数

	施設数	%	公立	%	民立	%
～10人	19	12.5	5	12.5	14	12.5
11～29人	42	27.6	7	17.5	35	31.3
30人	34	22.4	9	22.5	25	22.3
31～40人	23	15.1	4	10.0	19	17.0
41～50人	15	9.9	8	20.0	7	6.3
51～70人	11	7.2	3	7.5	8	7.1
71人以上	8	5.3	4	10.0	4	3.6
計	152	100	40	100	112	100

6. 在籍の状況

(1) 在籍数

在籍数〔表9〕は、3,757人（定員5,075人）である。設置主体別では、公立公営664人（17.7%）公立民営307人（8.2%）、民立民営2,786人（74.2%）であった。



設置主体別の在籍数

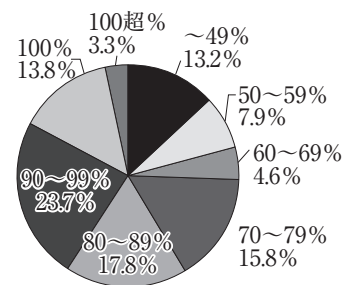
表9 在籍数の状況（全体）

		計	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
在籍数	男	2,539	67.6	188	178	687	248	94	428	234	114	368
	女	1,218	32.4	85	74	301	131	38	203	158	53	175
	計	3,757	100	273	252	988	379	132	631	392	167	543
公立 公営	男	499	66.6	8	62	81	80	50	103	11	23	81
	女	250	33.4	2	28	47	48	21	48	7	10	39
	計	749	100	10	90	128	128	71	151	18	33	120
公立 民営	男	169	61.2	0	0	65	21	9	40	0	0	34
	女	107	38.8	0	0	41	17	5	26	0	0	18
	計	276	100	0	0	106	38	14	66	0	0	52
民立 民営	男	1,871	68.5	180	116	541	147	35	285	223	91	253
	女	861	31.5	83	46	213	66	12	129	151	43	118
	計	2,732	100	263	162	754	213	47	414	374	134	371

(2) 在籍率

〔表10〕充足率（定員比）の状況・〔表11〕設置主体別充足率について、回答施設数全体では充足率が74.0%となっている。

充足率90%以上の施設は62施設（40.8%）となっている。他の第一種社会福祉事業・児童福祉のように定員払いでの施設経営ではなく現員払いであることから、充足率90%を下回る多くの施設が厳しい経営状況にあることが推察される。



充足率の分布

表10 充足率（定員比）の状況

	～49%	50～60%未満	60～70%未満	70～80%未満	80～90%未満	90～100%未満	100%	100%超	計
施設数	20	12	7	24	27	36	21	5	152
%	13.2	7.9	4.6	15.8	17.8	23.7	13.8	3.3	100
公立	7	10	2	7	5	5	2	2	40
%	17.5	25.0	5.0	17.5	12.5	12.5	5.0	5.0	100
民立	13	2	5	17	22	31	19	3	112
%	11.6	1.8	4.5	15.2	19.6	27.7	17.0	2.7	100

表11 設置主体別充足率

	施設数	定員	在籍数	充足率(%)
公立公営	27	1,121	664	59.2
公立民営	13	405	307	75.8
民立民営	112	3,549	2,786	78.5
計	152	5,075	3,757	74.0

7. 措置・契約の状況

全在籍数〔表12〕の3,757人のうち措置が2,224人（59.2%）、契約が1,533人（40.8%）となっている。

地区別では北海道の措置率が昨年と比べて59.7%に増加（昨年の集計には医療型障害児入所施設を含んでいたため）、東北の措置率が他と比べて著しく低い状況にあるなど、地域間格差が著しい状況が続いている。

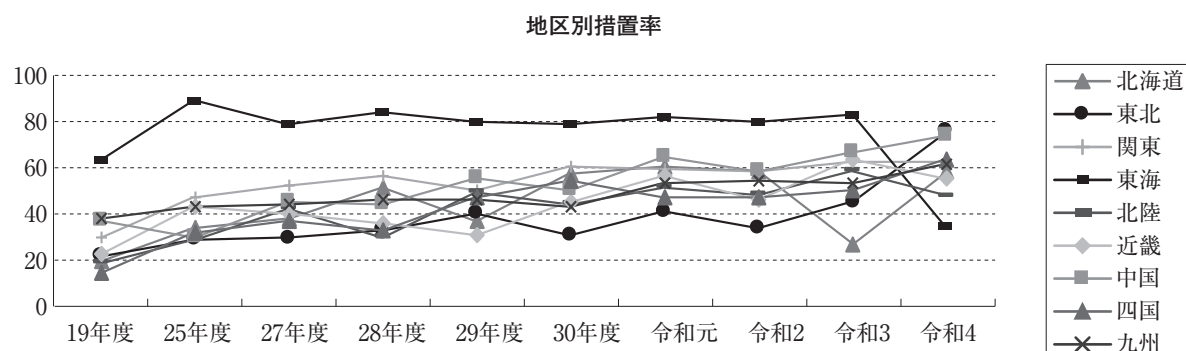


表12 措置・契約の状況

		%	計	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
在籍数	男	67.6	2,539	188	178	687	248	94	428	234	114	368
	女	32.4	1,218	85	74	301	131	38	203	158	53	175
	計	100	3,757	273	252	988	379	132	631	392	167	543
	うち措置	59.2	2,224	163	87	594	309	86	391	190	95	309
措置率			59.2	59.7	34.5	60.1	81.5	65.2	62.0	48.5	56.9	56.9
公立公営	男	66.6	499	8	62	81	80	50	103	11	23	81
	女	33.4	250	2	28	47	48	21	48	7	10	39
	計	100	749	10	90	128	128	71	151	18	33	120
	うち措置	53.9	404	7	28	36	98	48	77	12	23	75
公立民営	男	61.2	169	0	0	65	21	9	40	0	0	34
	女	38.8	107	0	0	41	17	5	26	0	0	18
	計	100	276	0	0	106	38	14	66	0	0	52
	うち措置	56.5	156	0	0	68	37	8	23	0	0	20
民立民営	男	68.5	1,871	180	116	541	147	35	285	223	91	253
	女	31.5	861	83	46	213	66	12	129	151	43	118
	計	100	2,732	263	162	754	213	47	414	374	134	371
	うち措置	54.4	1,664	156	59	490	174	30	291	178	72	214

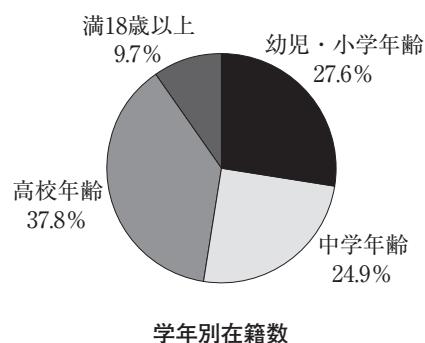
Ⅱ 児童の状況

1. 年齢の状況

(1) 在籍児の年齢の状況

回答のあった152施設の在籍児童数は3,757人で、前年度調査（回答172施設4,660人）と比較して20施設903人減少している。

在籍児を年齢区分別にみると、5歳以下が109人（2.9%）、6歳から11歳が929人（24.7%）、12歳から14歳が934人（24.9%）、15歳から17歳が1,422人（37.8%）で、前年度調査と同様に年齢が上がるにしたがって在籍数は増えている。全在籍児童数3,757人に占める18歳未満3,394人の割合は90.3%で前年度調査より7.4ポイント上がった。



在籍児全体に占める措置（2,224人）の割合は59.2%であるが、18歳未満の児童に限ってみると措置率は62.5%となっている。それぞれ前年度調査の全体の措置割合57.1%、18歳未満の措置割合64.7%と比べると、措置児童の割合は全体で2.1ポイント増加し、18歳未満では2.2ポイント下がった。

措置児童の割合を年齢区分別にみると、5歳以下が83.5%（前年度調査88.8%）、6歳から11歳が63.7%（同70.7%）、12歳から14歳が65.3%（同65.9%）、15歳から17歳が58.3%（同58.7%）となっており、年齢が上がるにしたがって措置率が低くなる傾向は前年度調査と同様であるが、全ての年代で前年度より措置率が下がっている。

また、在所延長年齢の18歳から19歳の措置率は53.9%（前年度調査56.9%）で、半数以上が20歳までの措置延長が適用されており、この年代においても前年度調査から若干措置率が下がっている。

表13 年齢構成（全体）

	人数	%
合計	3,757	100
男	2,539	67.6
女	1,218	32.4
うち措置（再掲）	2,224	59.2

	5歳以下	6～11歳	12～14歳	15～17歳	小計	%
人数	109	929	934	1,422	3,394	90.3
%	2.9	24.7	24.9	37.8	90.3	
男	77	657	645	939	2,318	61.7
女	32	272	289	483	1,076	28.6
うち措置（再掲）	91	592	610	829	2,122	

	18～19歳	20～29歳	30～39歳	40歳～	不明	小計	%
人数	178	64	36	85	0	363	9.7
%	4.7	1.7	1.0	2.3	0	9.7	
男	115	42	20	44	0	221	5.9
女	63	22	16	41	0	142	3.8
うち措置（再掲）	96	6	0	0	0	102	

在籍児童の平均年齢〔表14〕は、「10歳未満」が3施設（2.0%）,「10～15歳未満」が82施設（53.9%）,「15～18歳未満」が14施設（9.2%）となっている。平均年齢18歳未満の施設については、99施設で無回答の施設を除いて全体に占める割合を比較してみると、前年度調査で92.9%,今年度調査は97.1%とさらに高い割合となっていることから、回答施設の多くが児童施設としての役割である移行支援を計画的に進めていることが推察される。

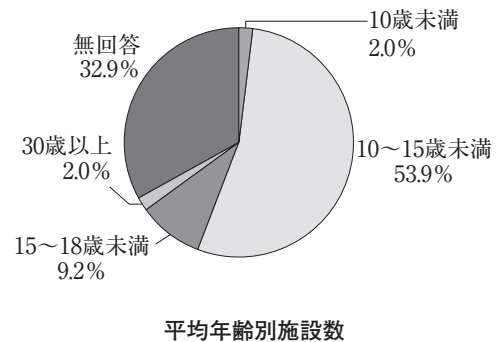


表14 平均年齢

	施設数	%
10歳未満	3	2.0
10～15歳未満	82	53.9
15～18歳未満	14	9.2
18～20歳未満	0	0
20～25歳未満	0	0
25～30歳未満	0	0
30歳以上	3	2.0
無回答	50	32.9
計	152	100

(2) 在所延長児童の状況

在所延長児童数は、全体で前年度調査（478人）から減少し363人となった。この全体数は、過去の調査の中で一番少ない結果となっており、地区ごとに前年度の人数と比較すると、特に東北地区（前年度調査76人）、関東地区（前年度調査122人）、近畿地区（同102人）で大きな減少となっている。

表15 過齢児数及び地区別過齢児比率

	全体	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
人数	363	20	20	38	105	13	39	22	5	101
%	9.7	7.3	7.9	3.8	27.7	9.8	6.2	5.6	3.0	18.6

「満20歳以上の在籍率の状況」〔表16〕は、前年度調査において0%が151施設（87.8%）とかなり高い割合となっていたが、今年度調査では、0%が67施設（44.1%）、10歳未満が47施設（30.9%）、10～20歳未満が25施設（16.4%）と、0～20歳未満の在籍率の施設が全体の9割以上という結果となった。

表16 満20歳以上の在籍率の状況

割合	施設数	%	公	民
0 %	67	44.1	19	48
10%未満	47	30.9	13	34
10～20%未満	25	16.4	7	18
20～30%未満	7	4.6	0	7
30～40%未満	3	2.0	1	2
40～50%未満	0	0	0	0
50～60%未満	0	0	0	0
60～80%未満	3	2.0	0	3
80～100%未満	0	0	0	0
100%	0	0	0	0
計	152	100	40	112

(3) 入所時の年齢

児童の入所時の年齢〔表17〕をみると、中学校卒業年齢の15歳が最も多く356人（9.5%）、次いで小学校入学年齢の6歳が350人（9.3%）、小学校卒業年齢の12歳が297人（7.9%）となっている。5歳以下の児童は583人（15.5%）で前年度調査より60人の減となった。前年度調査と同様に、小学校卒業年齢から中学校卒業年齢で入所する児童の割合が高く、やはり児童の体力の増加やその他家庭内での行動面での対応などの困難さが出現してくる時期ということが関連していると思われる。一方で就学前及び小学就学年齢の児童は合わせると933人（24.8%）を占めており、一人親家庭の増加や貧困などの実情にも目を向けて、社会的養護の必要な子どもへの視点ももちながら丁寧な支援を継続していく必要がある。

表17 児童の入所時の年齢

	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小計
合計	8	38	154	180	203	583
%	0.2	1.0	4.1	4.8	5.4	15.5
男	5	21	95	133	143	397
女	3	17	59	47	60	186

	不明	合計
合計	224	3,757
%	6.0	100

	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	小計
合計	350	205	210	211	235	250	297	263	262	356	180	131	2,950
%	9.3	5.5	5.6	5.6	6.3	6.7	7.9	7.0	7.0	9.5	4.8	3.5	78.5
男	257	146	149	132	148	167	215	180	172	236	125	75	2,002
女	93	59	61	79	87	83	82	83	90	120	55	56	948

2. 在籍期間

「在籍期間」〔表18〕は、「5年から10年未満」が901人（24.0％）と最も多く、次いで「3年から5年未満」が726人（19.3％）となっている。また、「6ヶ月未満」から「2～3年未満」までの児童数を合わせると1,725人（45.9％）と前年度調査とほぼ同割合で、入所時の年齢と在籍期間の状況からも、通過型施設として移行支援に取り組んでいる成果であろう。

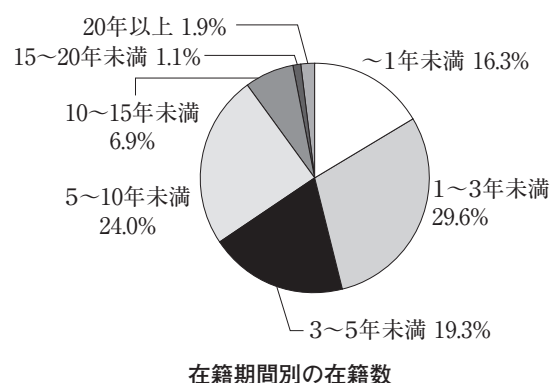


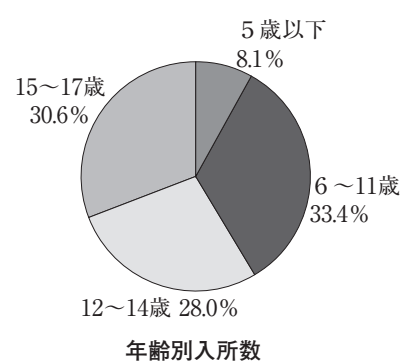
表18 在籍期間

	6ヶ月未満	6ヶ月～1年未満	1～2年未満	2～3年未満	3～5年未満	5～10年未満	10～15年未満	15～20年未満	20年以上	不明	計
合計	372	239	556	558	726	901	258	41	71	35	3,757
%	9.9	6.4	14.8	14.9	19.3	24.0	6.9	1.1	1.9	0.9	100
男	254	160	386	387	482	603	170	21	48	28	2,539
女	118	79	170	171	244	298	88	20	23	7	1,218

3. 入所の状況

(1) 入所児数

令和3年度中の新規入所児童数〔表19〕は、全体で805人、前年度調査と比較し85人減っているが、回答施設数が減ったことも影響していると思われる。内訳は措置が令和3年度入所児童全体の64.6％（520人）、契約が35.4％（285人）で、前年度調査と同様に措置が契約を上回っているが、措置の割合が前年度と比べ2.8ポイント増加した（前年度調査の措置割合61.8％）。障害児入所施設における措置と契約という二つの入所形態が存在する制度については、都道府県によって措置率に差があるという実態もふまえ、今後も課題点等を整理しながらこの制度の在り方について検討を進めていく必要がある。



年齢区分別では、5歳以下が65人（8.1％）、6歳から11歳が269人（33.4％）、12歳から14歳が225人（28.0％）、15歳から17歳が246人（30.6％）で、前年度調査では12歳から14歳の新規入所児童が最も多かったが、今年度調査では6歳から11歳の入所児童数が最も多い結果となった。

表19 令和3年度中の新規入所児数（全体）

	人数	5歳以下	6～11歳	12～14歳	15～17歳
全体	805	65	269	225	246
措置	520	60	180	141	139
	100	11.5	34.6	27.1	26.7
契約	285	5	89	84	107
	100	1.8	31.2	29.5	37.5

$$\text{入所率} = \frac{\text{入所者総数}}{\text{定員}} \times 100$$

令和3年度入所率	15.9%
----------	-------

表20 年間新規入所数の状況

入所数	施設数	%	公立	民立
0人	21	13.8	4	17
1人	19	12.5	5	14
2人	21	13.8	4	17
3人	19	12.5	5	14
4人	12	7.9	2	10
5人	15	9.9	5	10
6人	13	8.6	3	10
7人	8	5.3	1	7
8人	5	3.3	1	4
9人	0	0	0	0
10人	4	2.6	2	2
11人以上	15	9.9	8	7
計	152	100	40	112

年間新規入所児童数の状況〔表20〕は、新規入所児童数0人が21施設（13.8％）と前年度調査より6施設増加した一方で、10人以上の新規入所があったという施設が19施設（12.5％）となっており、18歳という年齢で移行期限が定められている児童施設においては、それぞれの施設で在籍児童の年齢に偏りがあった場合に、その年度によって移行支援の対象となる児童の集中や入退所児童数が大きく変動する状況が生じていることが推察される。

(2) 一時保護が必要とされた児童の受け入れ状況

緊急一時保護の委託を受けている事業所は、127施設（83.6％）となっており、一時保護に対する保護者の拒否や、同意がスムーズに取れない場合に、子どもの最善の利益を守るためのセーフティネットとしての機能を果たすべく取り組んでいる施設の姿勢がうかがわれる。このことはまさに社会的養護そのものであり、報酬等についての、実態に即して全国統一した整理等が求められる。委託を受けている場合の受け入れ児童数〔表22〕からは、委託を受けている127施設のうち、111施設87.4％が実際に委託を受け支援している。

表21 一時保護の委託の状況

	施設数	%	公立	民立
一時保護の委託を受けている	127	83.6	31	96
委託を受けていない	13	8.6	5	8
無回答	12	7.9	4	8
計	152	100	40	112

表22 委託を受けている場合の受け入れ人数

入所数	施設数	%	公立	民立
0人	16	12.6	3	13
1人	29	22.8	6	23
2人	18	14.2	7	11
3人	13	10.2	3	10
4人	11	8.7	2	9
5人	9	7.1	1	8
6人	3	2.4	2	1
7人	7	5.5	1	6
8人	2	1.6	0	2
9人	2	1.6	0	2
10～14人	7	5.5	4	3
15人以上	10	7.9	2	8
計	127	100	31	96

(3) 入所の理由

入所の理由〔表23〕は、前年度調査と同様に「家族の状況等」「本人の状況等」に分けて複数回答を求めた。調査結果に前年度と大きな変化は無く、それぞれの項目での主要因と付随要因の割合もほぼ同様の割合で推移している。家族の状況等では「保護者の養育能力不足」が今年度も最も多く44.9%、次いで「虐待・養育放棄」で34.7%となっており、多くの子どもたちが厳しい生活環境に置かれ、「育ち」が十分保障されないような状況にあったとみられる。改めて発達に課題を抱える子どもを持つ保護者の子育てにおける孤独感や心理的な葛藤なども含め、きめ細かな背景の把握と支援策の必要性をあらわしているものと推察され、同時に全在籍児童について、「ADL・生活習慣の確立」「行動上の課題改善」が保護者の状況と密接に関連していることも支援者は念頭におく必要があろう。また、入所時年齢のところで述べたが、子どもの成長に伴う体力の伸びや要求の強まりなどに伴う日常行動が、家庭内での養育を困難にしている可能性も垣間みえる。

また、「貧困」に起因する入所理由につながる「親の離婚・死別」や「家庭の経済的理由」及び「保護者の疾病・出産等」の理由での入所も前年度調査と同様の傾向であり、支援現場の実感からは種々の理由の陰に貧困のもたらす負の影響（虐待の誘発や不十分な養育等）を強く感じ取れることも多く、引き続き注視していく必要があろう。また契約入所の場合にこうした家庭の出身児童が衣類の十分な補充や、修学旅行等就学に絡む費用に困難をきたす「施設内貧困児童」に陥らないよう、制度的対応等についての検討の必要性は、今年度調査でも大きく変わっていないと推察される。

一方、本人の状況等では、前述したとおり「ADL・生活習慣の確立」と「行動上の課題改善」のいわゆる療育目的の入所理由が圧倒的に多く、行動上の課題改善のために入所する傾向も続いている。背景には養育力の低下による規範意識の弱さや、愛着形成の不十分さなどがあることが推察されるため、育ちの環境に一層視点をあてていく必要があろう。

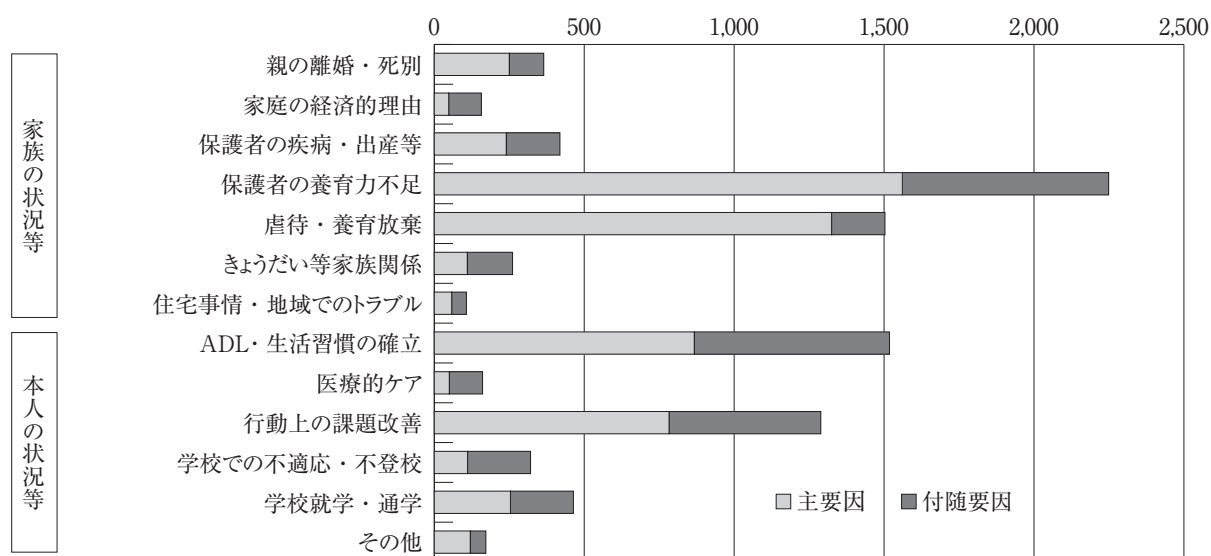
学校就学・通学のための入所については、前年度調査と比べ若干減少したものの、地域によっては障害児入所施設が学校の寄宿舎的な役割を担っていることがうかがえると同時に、児童施設として運営していく方針が明確になり、高校卒業後の移行支援に積極的に取り組んだことでの、児童の入れ替りがさ

らに多くなったものと推察される。

いずれにしても入所理由の如何にかかわらず、多様な生活環境から強い影響を受けて施設入所に至った児童の支援にあたって、背負いきれないほどの「重い荷物」を背負い、心に傷を抱えて入所してくる児童が、自身で安心・安全を感じとり、自らを肯定できるよう、個人の生活歴に即して個別ニーズに寄り添っていく丁寧な支援が一層求められている。

表23 入所理由（重複計上）

内 容		在籍者全員について						うち令和3年度入所者について					
		主たる要因		付随する要因		計	在籍者比	主たる要因		付随する要因		計	令和3年度入所者比
		措置	契約	措置	契約			措置	契約	措置	契約		
家族の状況等	親の離婚・死別	100	77	70	20	267	7.1	29	9	16	3	57	7.1
	家庭の経済的理由	37	11	115	22	185	4.9	4	1	21	7	33	4.1
	保護者の疾病・出産等	101	69	65	30	265	7.1	13	16	16	4	49	6.1
	保護者の養育力不足	676	415	464	131	1,686	44.9	116	61	75	16	268	33.3
	虐待・養育放棄	1,105	31	145	24	1,305	34.7	168	5	20	3	196	24.3
	きょうだい等家族関係	48	86	65	63	262	7.0	15	20	17	7	59	7.3
	住宅事情・地域でのトラブル	9	40	25	18	92	2.4	3	8	3	4	18	2.2
本人の状況等	ADL・生活習慣の確立	415	198	402	164	1,179	31.4	60	30	51	34	175	21.7
	医療的ケア	16	17	63	19	115	3.1	5	1	15	1	22	2.7
	行動上の課題改善	266	255	301	188	1,010	26.9	57	36	55	26	174	21.6
	学校での不適応・不登校	31	22	50	30	133	3.5	13	5	13	6	37	4.6
	学校就学・通学	44	146	74	60	324	8.6	30	29	25	14	98	12.2
	その他	43	12	13	6	74	2.0	7	3	5	4	19	2.4
実人数		2,224	1,533	2,224	1,533	3,757	100	520	285	520	285	805	100



(4) 虐待による入所の状況

被虐待入所児童〔表24〕は、285人と令和3年度の入所者に占める割合は35.4%で、前年度調査（350人・39.3%）と比べて減少しているものの、依然として虐待に歯止めがかかっていないことがうかがえる。また、今年度調査でも、虐待の内容〔表26〕でネグレクトの占める割合が一番大きく、158人・48.6%となっている。虐待の内容それぞれが、複雑に重複して起きることを考えると、心理的虐待やネグレクト

トが顕在化しにくいという現状からカウントされていない児童の存在も考慮する必要がある。また、虐待の及ぼす精神・行動面の影響が長く続くことを考えると、一人ひとりの行動に一層細かな配慮が求められるところであろう。

平成12年の児童の虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）施行以降の虐待による児童数の推移をみても、法の趣旨、役割が社会に浸透してきたということもあり、全国の児童相談所への児童虐待通告件数（厚生労働省）は、令和2年度から20万件を超え、令和3年度も過去最多（20万7千件超え）となった。虐待内容としては、特に心理的虐待に係る相談対応ケースの増加がみられている。障害児入所施設においては平成18年の児童福祉法改正による契約制度の導入で一時的な減少はみられたものの、この15年以上にわたっての経年変化をみると、入所児童の減少にもかかわらず被虐待児童は確実に一定割合を占めており、その対応はもとより、児童相談所や市町村の家庭児童相談室、保健センターや相談支援事業所あるいは要保護児童地域対策協議会など広範な関係機関との連絡調整を図りながら、一層の早期発見に努め、児童虐待の撲滅と未然防止に向けて具体的な取り組みが求められる。

表24 虐待による入所数

	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元	令和2	令和3	計
男	247	243	194	221	194	217	199	227	226	230	182	2,609
女	151	151	174	104	124	137	123	124	170	120	103	1,632
計	398	394	368	325	318	354	322	351	396	350	285	4,241

表25 令和3年度 被虐待入所児童の内訳

	被虐待児	児相判断
男	182	153
女	103	85
計	285	238

被虐待児加算認定児童数（令和4年6月1日現在） 188人
 左記の他に被虐待児加算を受けたことがある児童 602人
 ※285人のうち、契約により入所の児童 14人

虐待の内容〔表26〕については、割合の高い順にネグレクトが48.6％、身体的虐待が33.5％、心理的虐待が10.5％、性的虐待が7.4％となっている。全国の児童相談所への児童虐待通告件数では、平成28年度以降、心理的な虐待の割合が全体の5割を超え最も多い相談内容となっているが、本調査ではネグレクトが大きな割合を占めていることから、その背景にも目を向ける必要があろう。

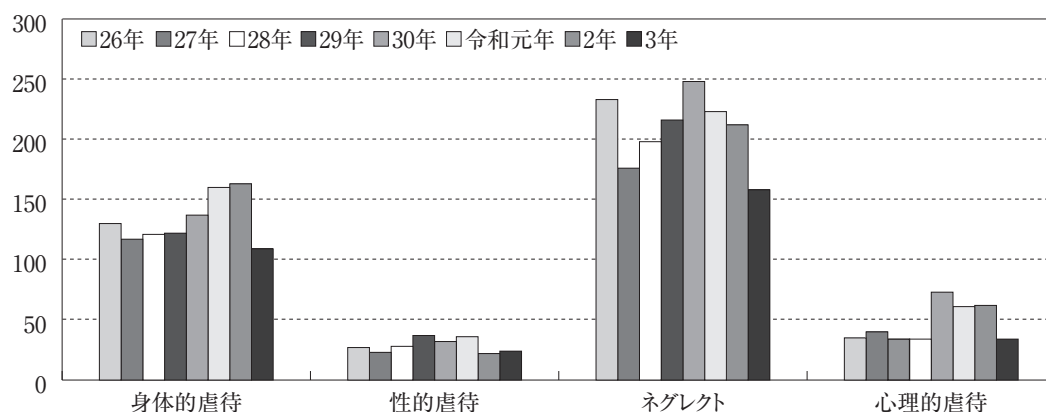


表26 虐待の内容（※重複計上）

	計	入所数比	身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	心理的虐待	その他
21年度	373	49.4	126	27	258	62	5
22年度	380	47.1	136	30	250	68	22
23年度	398	53.1	137	23	244	32	11
24年度	394	47.0	133	39	246	36	19
25年度	368	43.7	108	31	186	35	8
26年度	325	43.9	130	27	233	35	
27年度	318	48.0	117	23	176	40	
28年度	381	38.6	121	28	198	34	
29年度	322	41.1	122	37	216	34	
30年度	351	44.8	137	32	248	73	
令和元年度	396	50.5	160	36	223	61	
令和2年度	459	51.6	163	22	212	62	
令和 3年度	人数	325	36.5	109	24	158	34
	%	100		33.5	7.4	48.6	10.5
	男	213	65.5	75	4	112	22
	女	112	34.5	34	20	46	12

4. 退所の状況

(1) 退所児数

令和3年度の退所数〔表27〕は730人（内訳は措置414人，契約316人），前年度調査より133人減少している。

年齢では18歳から19歳の退所が463人（63.4％）と前年度と同様，最も多く，過去10年間の調査結果も踏まえると，支援学校高等部等卒業と同時に退所する流れが，一定程度，確立されている。

18歳以上入所者（いわゆる「過齢児」）については，満20歳以上の退所が前年度調査から12人減少し85人（11.6％）になっており，みなし規定の期限に向けて，関係する施設において積極的な移行が図ったことによるものと推察される。

また15歳から17歳は97人（13.3％）となっており，義務教育修了時が退所の契機になっているケースもあることがみてとれる。

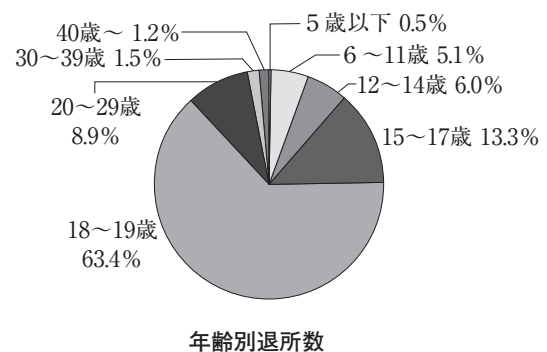


表27 令和3年度退所数

	退所数	5歳以下	6～11歳	12～14歳	15～17歳	18～19歳	20～29歳	30～39歳	40歳以上
23年度	1,009	5	67	58	93	501	195	67	23
	100	0.5	6.6	5.7	9.2	49.7	19.3	6.6	2.3
24年度	930	11	54	55	119	486	146	47	12
	100	1.2	5.8	5.9	12.8	52.3	15.7	5.1	1.3
25年度	870	8	53	59	115	446	129	40	20
	100	0.9	6.1	6.8	13.2	51.3	14.8	4.6	2.3
26年度	823	11	46	51	104	480	90	31	10
	100	1.3	5.6	6.2	12.6	58.3	10.9	3.8	1.2
27年度	758	5	33	41	102	436	103	22	16
	100	0.7	4.4	5.4	13.5	57.5	13.6	2.9	2.1
28年度	930	7	81	100	151	494	76	12	9
	100	0.8	8.7	10.8	16.2	53.1	8.2	1.3	1.0
29年度	1,081	14	54	55	122	592	143	67	34
	100	1.3	5.0	5.1	11.3	54.8	13.2	6.2	3.1
30年度	977	18	72	64	170	569	70	5	9
	100	1.8	7.4	6.6	17.4	58.2	7.2	0.5	0.9
令和元年度	948	9	61	80	129	596	55	6	12
	100	0.9	6.4	8.4	13.6	62.9	5.8	0.6	1.3
令和2年度	863	11	52	42	95	566	64	21	12
	100	1.3	6.0	4.9	11.0	65.6	7.4	2.4	1.4
令和3年度	措置	414	3	22	32	60	281	16	0
		100	0.7	5.4	7.9	14.9	67.1	4.0	0
	契約	316	1	15	12	37	182	49	11
		100	0.3	4.9	3.8	12.1	56.2	16.0	3.6

表28 契約児童で利用料滞納のまま退所した児者

	人数	%
令和2年度	10	2.6
令和3年度	6	1.9

令和3年度に利用料を滞納したまま退所した契約児者〔表28〕は6人である。前年度に引き続いて減少しているが、いったん発生すると解決が容易ではなく施設運営面での影響もあることから、予防策及び対応策を法的な観点からも検討しておく必要がある。

表29 令和3年度 年間退所数別施設数

退所数	施設数	%	公立	民立
0人	15	9.9	5	10
1～2人	33	21.7	4	29
3～5人	57	37.5	18	39
6～9人	34	22.4	6	28
10人以上	13	8.6	7	6
計	152	100	40	112

令和3年度の年間退所数別施設数〔表29〕をみると、0人（退所なし）が15施設（9.9%）、1人から2人が33施設（21.7%）であり、児童施設は通過型施設であるにも関わらず退所数が2人以下の施設が約3割（31.6%）となる。そのような施設では、当該年度に支援学校高等部等卒業年齢の児童又は退所

予定の契約入所児童が在籍していないことや地域又は障害者支援施設等への移行が困難な者が一定数、過齢児として入所していることも考えられるため、注視していく必要がある。

なお10人以上の退所は13施設（8.6％）と前年度（20施設、11.6％）に比べて減少しているものの、令和3年度においても、みなし規定の期限に向けた過齢児の退所・移行の取り組み等が引き続き進められたことが推察される。

(2) 入退所の推移

〔表30〕は、ここ10年の入退所の推移を整理したものである。回答数が毎年異なるので全施設の状況とはいえないものの、在籍数の増減については、前年度に引き続いてプラスとなっており、社会的養護を必要とするケースなどが増えていることが推察されるため、今後の動向について注視する必要がある。

表30 在籍数の増減（入所数－退所数）の推移

	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	令和2年	令和3年	計
入所数	839	843	741	709	947	784	878	883	890	805	8,319
退所数	930	870	823	758	930	1,081	977	948	863	730	8,910
増減	-91	-27	-82	-49	17	-297	-99	-65	27	75	-591

令和3年度の在籍数の増減〔表30－2〕をみると、減少したのが72施設で前年度調査に比べ3施設の減、増加したのが55施設で8施設の減となっている。10名以上増加した施設が前年度（7施設）から増加（11施設）しているように、増加した施設と増減のない施設数の合計が5割を超える状況にあることから、施設の対応を必要とする社会的養護等の入所ニーズが、一定数存在していることがみてとれる。

表30－2 令和3年度の在籍数の増減

増減	施設数	%	公立	民立
▲10名未満	1	0.7	0	1
▲9名～▲5名	13	8.6	6	7
▲4名～▲1名	58	38.2	12	46
0	25	16.4	2	23
1名～4名	41	27.0	13	28
5名～9名	3	2.0	2	1
10名以上	11	7.2	5	6
計	152	100	40	112

(3) 進路の状況

令和３年度の退所児童の進路（生活の場）〔表31〕について、最も多かったのが「グループホーム・生活寮等」の264人（36.2％）で前年度に比べ0.9ポイント増、「家庭」が197人（27.0％）で0.9ポイント増、「施設入所」が165人（22.6％）で1.5ポイント減となっている。家庭、アパート、グループホーム、社員寮・住み込み等、福祉ホーム、自立訓練（宿泊型）等を合わせると480人（65.8％）となり、児童施設を退所した６割を超える児童が、生活の場を「地域」に移している。児童施設が退所時に児童の意思決定を支援し、また家族の状況等を把握した上で、関係機関と連携しながら、「地域移行」に積極的に取り組んでいることがうかがえる。

表31 令和３年度退所児童の進路（生活の場）

	人数	%
１．家庭（親・きょうだいと同居）	197	27.0
２．アパート等（主に単身）	3	0.4
３．グループホーム・生活寮等	264	36.2
４．社員寮・住み込み等	1	0.1
５．職業能力開発校寄宿舎	0	0
６．特別支援学校寄宿舎	0	0
７．障害児入所施設（福祉型・医療型）	46	6.3
８．児童養護施設	3	0.4
９．知的障害者福祉ホーム	0	0
10．救護施設	0	0
11．老人福祉・保健施設	7	1.0
12．一般病院・老人病院	3	0.4
13．精神科病院	4	0.5
14．施設入所支援	165	22.6
15．自立訓練（宿泊型）	15	2.1
16．少年院・刑務所等の矯正施設	1	0.1
17．その他・不明	20	2.7
18．死亡退所	1	0.1
不明	0	0
計	730	100

令和３年度の退所児童の進路（日中活動の場）〔表31－２〕をみると、生活介護の利用が252人（34.5％）で最も多かった。

保育所・幼稚園、小中学校、特別支援学校の利用は、116人（15.9％）であり、児童の成長及び行動の落ち着き並びに家庭環境の改善などを目的に施設に入所し、退所後は児童本人の障害の軽重に関わらず、地域の福祉サービスの充実等により家庭等で生活できるケースが多くなったと推察される。

また、一般就労、福祉作業所・小規模作業所、職業能力開発校、就労移行支援、就労継続支援A型・B型等の就労系は242人（33.2％）で、前年度調査と大きな変化はない。

令和３年度退所者のフォローアップ〔表32〕では、予後指導を実施した退所者の割合は32.1％（234人）と前年度調査（40.7％）から減少し、実施回数も431回で前年度調査（579回）から減少した。

例年、全体の半数を超える施設が実施していることから、フォローアップの重要性や取り組みの必要性は認識されているが、人的な負担が大きいため、すべての退所児童を対象としたフォローアップの（複

数回）実施ができない現状があると考えられる。フォローアップ業務を事業化し，障害福祉サービスの報酬として算定できるようにするなど制度的な対応が必要である。

また，退所児童本人及び保護者等が必要な福祉サービス等を活用できるように，退所前に施設が市町村等との連携を図ることも必要であろう。

表31-2 令和3年度退所児童の進路（日中活動の場）

	人数	%
1. 家庭のみ	9	1.2
2. 一般就労	78	10.7
3. 福祉作業所・小規模作業所	24	3.3
4. 職業能力開発校	3	0.4
5. 特別支援学校（高等部含む）	75	10.3
6. 小中学校	6	0.8
7. 小中学校（特別支援学級）	24	3.3
8. その他の学校	7	1.0
9. 保育所・幼稚園	4	0.5
10. 障害児入所施設（福祉型・医療型）	10	1.4
11. 児童発達支援センター・児童発達支援事業等	2	0.3
12. 児童養護施設	1	0.1
13. 救護施設	0	0
14. 老人福祉・保健施設	0	0
15. 一般病院・老人病院（入院）	2	0.3
16. 精神科病院（入院）	5	0.7
17. 療養介護	6	0.8
18. 生活介護	252	34.5
19. 自立訓練	15	2.1
20. 就労移行支援	14	1.9
21. 就労継続支援A型	20	2.7
22. 就労継続支援B型	103	14.1
23. 地域活動支援センター等	0	0
24. 少年院・刑務所等の矯正施設	1	0.1
25. その他・不明	42	5.8
26. 死亡退所	1	0.1
不明	26	3.6
計	730	100

表32 令和3年度退所者のフォローアップ

	施設数	%	公立	私立
実施した	76	50.0	19	57
予後指導実施人数（人）	234	32.1	91	143
予後指導実施回数（回）	431		183	248
退所者（人）	730	100		
実施していない	53	34.9	12	41
無回答	23	15.1	9	14
計	152	100	40	112

5. 家庭の状況

(1) 家庭の状況

家庭の状況〔表33〕は、両親世帯が1,576人（41.9%）、母子世帯が1,266人（33.7%）、父子世帯が410人（10.9%）、「きょうだい」「祖父母・親戚」「その他」が248人（6.6%）といずれも前年度調査と大きな変化はなかった。

世帯別の措置率をみると、両親世帯が50%、母子世帯が74.7%、父子世帯が62.0%となっており、両親世帯及びひとり親世帯のいずれにおいても、虐待等のケースによって、措置入所している児童が半数以上を占める状況が続いている。

このような状況は、家庭での養育困難、親の養育力の低下等が背景にあると思われ、親がいない場合などは、本来社会的養護の枠組みである「措置」で対応すべきことが望まれる。祖父母や親戚が保護者になっている世帯は34.7%が契約となっている。祖父母等が未成年後見人として、契約入所しているケースであると推察される。「契約」による施設利用が難しいケースについては公的責任である「措置」で対応する等、入所制度の適正運用が必要である。

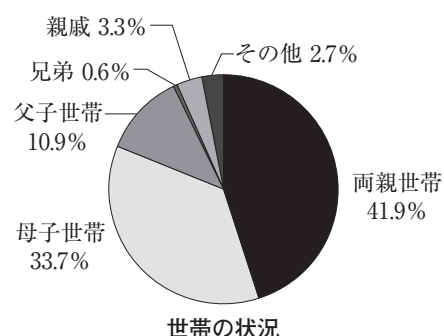


表33 家庭の状況

		人数	%
両親世帯	人数	1,576	41.9
	うち措置人数	788	35.4
母子世帯	人数	1,266	33.7
	うち措置人数	946	42.5
父子世帯	人数	410	10.9
	うち措置人数	254	11.4
きょうだいのみ世帯	人数	24	0.6
	うち措置人数	24	1.1
祖父母・親戚が保護者世帯	人数	124	3.3
	うち措置人数	81	3.6
その他	人数	100	2.7
	うち措置人数	78	3.5
在籍児総数	人数	3,757	100
	うち措置人数	2,224	100

兄弟・姉妹で入所	世帯数	137	
	人数	568	15.1
	うち措置世帯数	113	
	うち措置人数	399	17.9

(2) 帰省・面会の状況

家庭の状況〔表33〕を背景に帰省の状況〔表34〕をみると、帰省が全くない児童は措置と契約を合わせて2,152人（57.3%）と前年度調査2,475人（53.1%）と比較して割合が増加している。

令和3年度も新型コロナウイルス感染症が全国的に感染拡大が続いたため、その影響も考慮する必要があるが、過去数年の帰省状況から、契約入所であっても帰省困難な家庭状況にある児童が一定数存在し、契約入所制度の適正運用が求められる状況にある。

年に1回以上の帰省があった児童は前々年度（52.8%）は在籍児数の半数を超えていたが、前年度38.8%、今年度39.0%となっている。要因として新型コロナウイルス感染症の感染拡大が考えられるが、帰省頻度の減少は入所児童の心理に悪影響を及ぼすことも、各施設においては新型コロナウイルス感染症の対策だけでなく、入所児童の「心のケア」の必要性も高まり、「感染症対策と療育」を両立することが非常に困難な状況にあったものと推察される。

表34 帰省の状況

		人数	%
週末（隔週）帰省	措置	63	1.7
	契約	286	7.6
月1回程度	措置	154	4.1
	契約	228	6.1
年1～2回	措置	435	11.6
	契約	297	7.9
帰省なし	措置	1,695	45.1
	契約	457	12.2
無回答		142	3.8
在籍児数	人数	3,757	100

帰省できない理由〔表35〕は「家庭状況から帰せない」が1,229人（57.1%）で前年度（1,331人・53.8%）及び前々年度（1,564人・74.1%）と同様に、最も多い状況にある。

入所した原因となる家族関係や保護者の状況、あるいは本人の状態などの問題が入所後も容易には改善できない状況が続いていると推察される。

なお「その他」が696人（32.3%）と前年度（912人）に引き続いて多い状況にあることは、新型コロナウイルス感染症が感染拡大した地域において、施設が家庭帰省を制限した等、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が帰省の実施に影響したものと考えられる。

表35 帰省できない理由（重複計上）

			%
親がいない	人数	57	2.6
	施設数	35	
地理的条件	人数	23	1.1
	施設数	12	
本人の事情で帰らない	人数	147	6.8
	施設数	44	
家庭状況から帰せない	人数	1,229	57.1
	施設数	105	
その他	人数	696	32.3
	施設数	63	
「帰省なし」の児童数		2,152	100

面会等の状況〔表36〕は、「家族の訪問なし」が1,064人（28.3％）と最も多く、次いで「年に1～2回程度家族が訪問」が1,017人（27.1％）,「月に1回程度家族が訪問」が467人（12.4％）,「週末（隔週）ごとに家族が訪問」242人（6.4％）となっている。

親子関係の調整が困難なケース数は数年大きな変化はなく、家庭基盤そのものが脆弱化し、入所に至る児童が多く存在していることがうかがえる。親や家族との関係改善は容易なものではなく、こうした現状は進路にも影響を及ぼすことになるかと推察される。

表36 面会等の状況

	人数	%
家族の訪問なし	1,064	28.3
週末（隔週）ごとに家族が訪問	242	6.4
月に1回程度家族が訪問	467	12.4
年に1～2回程度家族が訪問	1,017	27.1
職員が引率して家庭で面会	78	2.1
面会の制限の必要な児童	202	5.4
無回答	687	18.3
計	3,757	100

6. 就学の状況

在籍児の就学・就園の状況〔表37〕をみると、就学前児童が153人（前年度170人）であり、そのうち幼稚園又は保育所に通う児童が42.5％（65人）と、前年度42.9％（73人）とほぼ同様の割合となっている。

義務教育年齢児童1,957人（前年度2,223人）の就学状況は、特別支援学校小・中学部が1,372人（同1,482人）、小・中学校の特別支援学級が444人（同548人）であり、小・中学校の普通学級18人（同21人）と合わせると、義務教育年齢児童のうち特別支援学校又は小・中学校に通学する児童が93.7％（同92.3％）を占めている。

また義務教育修了児童1,423人（同1,603人）のうち、特別支援学校高等部、高等特別支援学校、特別支援学校専攻科及び一般高校に通う者が94.1％（同96.0％）を占めている。

なお、特別支援学校（小・中・高）に通学する児童が2,334人（66.0％）と前年度（2,747人・68.7％）より2.1ポイント減少している。

表37 在籍児の就学・就園の状況

就学形態		施設数	人数	%
(活動形態) 就学前児童	幼稚園への通園	24	42	1.2
	保育所に通所	5	23	0.7
	児童発達支援事業等療育機関	2	4	0.1
	園内訓練	37	68	1.9
	その他	9	16	0.5
児童 義務教育年齢	訪問教育	3	41	1.2
	施設内分校・分教室	7	82	2.3
	特別支援学校小・中学部	134	1,372	38.8
	小中学校の特別支援学級	71	444	12.6
	小中学校の普通学級	4	18	0.5
(就学形態) 義務教育修了児童	訪問教育	3	54	1.5
	施設内分校・分教室	6	30	0.8
	特別支援学校高等部	111	962	27.2
	高等特別支援学校	42	346	9.8
	特別支援学校専攻科	5	19	0.5
	一般高校	10	12	0.3
通園・通学児童数		152	3,533	100

表38 学年別就学数

	人数	就学率	小学生						中学生			高等部			不明
			1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	1年	2年	3年	
児童数	3,380	90.0	73	132	144	160	172	243	273	300	355	434	456	433	205

学年別就学児童数〔表38〕をみると、在籍児童数に占める就学率が前年度調査（82.1％）から増加（90.0％）している。各施設が、過齢児の移行支援に積極的に取り組み、本来の児童施設としての姿になりつつあると推察される。

学校（学部等）別割合は、小学校（小学部等）924人（27.3％）、中学校（中学部等）928人（27.5％）、高等学校（高等部等）1,323人（39.1％）と前年度調査とほぼ同様の割合となっている。

7. 障害の状況

(1) 障害程度の状況

障害程度の状況〔表39〕は、最重度・重度が1,445人（38.5％）、中軽度は2,003人（53.3％）であった。前年度調査と比べて大きな変化はなかった。

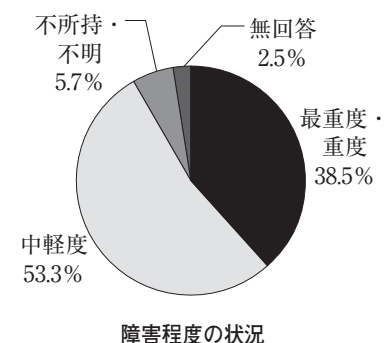


表39 障害程度の状況

療育手帳	人数	%
最重度・重度	1,445	38.5
中軽度	2,003	53.3
不所持・不明	215	5.7
無回答	94	2.5
計	3,757	100

(2) 重度認定の状況

令和3年度の重度認定数〔表40〕は、措置が98施設・475人（認定率21.4%）、契約が90施設・510人（認定率33.3%）であった。

また、強度行動障害加算認定数〔表41〕は、措置が16施設・24人（認定率1.1%）、契約が16施設・387人（認定率2.5%）で前年度調査と比べて大きな変化はなかった。

表40 重度認定数

	施設数	人数	認定率
令和4年度重度加算数 (措置)	98	475	21.4
令和4年度重度加算数 (契約)	90	510	33.3

表41 強度行動障害加算認定数

	施設数	人数	認定率
令和4年度強度行動障害加算認定数 (措置)	16	24	1.1
令和4年度強度行動障害加算認定数 (契約)	16	38	2.5

(3) 重複障害の状況

重複障害の状況〔表42〕については、自閉スペクトラム症が1,314人（35.0%）で、全在籍児童の3分の1を占めている。

表42 重複障害の状況

	人数	%
自閉スペクトラム症（広汎性発達障害、自閉症など）	1,314	35.0
統合失調症	11	0.3
気分障害（周期性精神病、うつ病性障害など）	10	0.3
てんかん性精神病	35	0.9
その他（強迫性、心因反応、神経症様反応など）	18	0.5
現在員	3,757	100

身体障害者手帳の所持状況〔表43〕は、1級が184人（前年度比173人減）、2級が79人（前年度比76人減）で、身体障害者手帳を所持する児童の55.3％、在籍児童の4.9％が1級となっている。

身体障害者手帳の内訳〔表43－2〕では、肢体不自由が271人（81.4％）となっている。

重度重複加算の状況〔表44〕では、措置（0.8％）・契約（0.6％）と対象となる児童は少ない状況にある。これは、重度重複加算が重度障害児支援加算の条件に該当し、かつ3種類以上の障害を有することが要件となっているためであると推察され、加算要件の緩和が望まれる。

表43 身体障害者手帳の所持状況

身体障害者手帳	人数	%
1級	184	55.3
2級	79	23.7
3級	29	8.7
4級	23	6.9
5級	6	1.8
6級	12	3.6
計	333	8.9
現在員	3,757	100

表43－2 身体障害者手帳の内訳

身体障害者手帳	人数	%
視覚	24	7.2
聴覚	37	11.1
平衡	3	0.9
音声・言語又は咀嚼機能	12	3.6
肢体不自由	271	81.4
内部障害	39	11.7
手帳所持者実数	333	8.9
現在員	3,757	100

表44 重度重複加算の状況

		施設数	人数	%
令和3年6月1日認定数	措置	13	18	0.7
	契約	9	11	0.5
令和4年6月1日認定数	措置	11	17	0.8
	契約	7	9	0.6

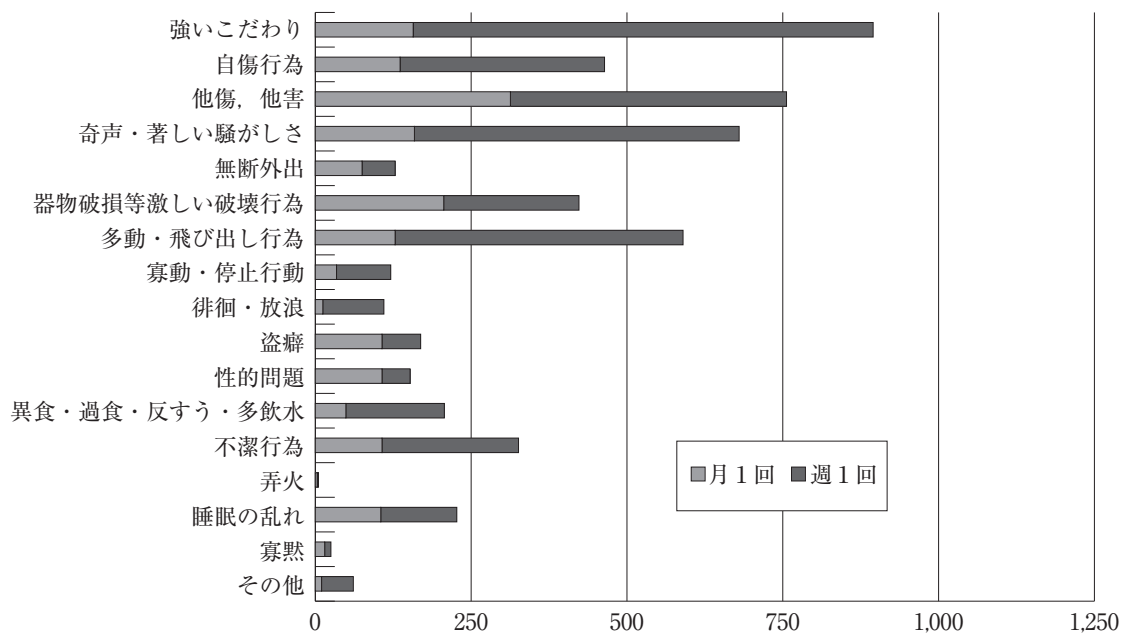
8. 行動上の困難さの状況

行動上の困難さの状況〔表45〕を頻度別（重複計上）に調査し、人数は延べ数とした。その結果、週1回の頻度では、「強いこだわり」738人（19.6%）,「奇声・著しい騒がしさ」521人（13.9%）,「多動・飛び出し行為」462人（12.3%）,「他傷, 他害」443人（11.8%）, の順に多く、月1回の頻度では、「他傷, 他害」313人（8.3%）,「器物破損等激しい破壊行為」206人（5.5%）,「強いこだわり」157人（4.2%）,「奇声・著しい騒がしさ」159人（4.2%）,「自傷行為」136人（3.6%）の順に多くなっている。

表45 行動上の困難さの状況

（重複計上）

	頻度	施設数	人数	%
強いこだわり	月1回	43	157	4.2
	週1回	108	738	19.6
自傷行為	月1回	57	136	3.6
	週1回	95	328	8.7
他傷, 他害	月1回	80	313	8.3
	週1回	100	443	11.8
奇声・著しい騒がしさ	月1回	51	159	4.2
	週1回	103	521	13.9
無断外出	月1回	41	75	2.0
	週1回	22	53	1.4
器物破損等激しい破壊行為	月1回	74	206	5.5
	週1回	70	217	5.8
多動・飛び出し行為	月1回	41	128	3.4
	週1回	99	462	12.3
寡動・停止行動	月1回	20	34	0.9
	週1回	48	87	2.3
徘徊・放浪	月1回	11	12	0.3
	週1回	33	98	2.6
盗癖	月1回	47	107	2.8
	週1回	35	62	1.7
性的問題	月1回	51	107	2.8
	週1回	25	45	1.2
異食・過食・反すう・多飲水	月1回	31	49	1.3
	週1回	66	158	4.2
不潔行為	月1回	41	107	2.8
	週1回	80	219	5.8
弄火	月1回	2	3	0.1
	週1回	1	2	0.1
睡眠の乱れ	月1回	47	105	2.8
	週1回	52	122	3.2
寡黙	月1回	9	15	0.4
	週1回	9	10	0.3
その他	月1回	6	10	0.3
	週1回	10	51	1.4
在籍児数			3,757	



9. 医療対応の状況

(1) 医療機関の受診状況

受診科目別の通院の状況（令和3年度実績）〔表46〕では、全体で1人平均11.1回/年通院していることから、ほぼ毎月1回通院していることになる。通院回数が多いのは、小児科・内科が実人数3,315人（在籍比88.2%）・1人平均4.0回、次いで精神科・脳神経外科が実人数2,531人（在籍比67.4%）、1人平均5.1回、歯科が実人数2,131人（在籍比56.7%）・1人平均2.6回となっている。

障害児入所施設は、医療型障害児入所施設と福祉型障害児入所施設に制度上分けられたが、通院付き添いでみると、福祉型障害児入所施設の負担割合が大きいことがうかがえる。看護師配置加算、嘱託医制度があるものの、それだけでは対応しきれないため、児童指導員・保育士が通院に費やす時間等を含め、業務量が多くなっている。

表46 受診科目別の通院の状況（令和3年度実績）

	施設数	実人数	在籍比	延べ回数	1施設平均	1人平均
精神科・脳神経外科	135	2,531	67.4	12,835	95.1	5.1
小児科・内科	138	3,315	88.2	13,167	95.4	4.0
外科・整形外科	120	720	19.2	1,872	15.6	2.6
歯科	132	2,131	56.7	5,616	42.5	2.6
その他	112	2,726	72.6	8,387	74.9	3.1
実数	152	3,757	100	41,877	275.5	11.1

(2) 服薬の状況

服薬の状況〔表47〕は、最も多いのが向精神薬・抗不安薬で1,474人（39.2%）、次いで抗てんかん薬が609人（16.2%）、睡眠薬が480人（12.8%）となっている。

表47 服薬の状況

	施設数	人数	%
抗てんかん薬	129	609	16.2
抗精神薬・抗不安薬	132	1,474	39.2
睡眠薬	105	480	12.8
心臓疾患	27	43	1.1
腎臓疾患	12	12	0.3
糖尿病	7	7	0.2
喘息	44	67	1.8
貧血	21	27	0.7
その他	69	398	10.6
実数	152	3,757	100

(3) 入院の状況

入院の状況〔表48〕は、令和3年度に入院があったのは76施設154人で、入院日数は5,765日、入院付添い日数は296日であった。

表48 令和3年度入院の状況

入院あり		%
施設数	76	50
人数	154	4.1
日数	5,765	
うち付添日数	296	

(%はそれぞれ施設数比、在籍数比)

(4) 契約制度の影響

毎年、僅かではあるが「経済的負担を理由とした通院見合わせ」、「医療費の支払いの滞納」が発生している。子どもの健全な育成を考える上で、適切な医療受診は欠かすことができず、今後は制度的な対応も必要であろう。

表49 保険証の資格停止・無保険（契約児）

		%
施設数	11	7.2
令和3年度延べ人数	38	0.8
令和4年6月1日現在延べ人数	37	1.0

表50 経済的負担を理由とした通院見合わせ（令和3年度～令和4年6月1日まで）

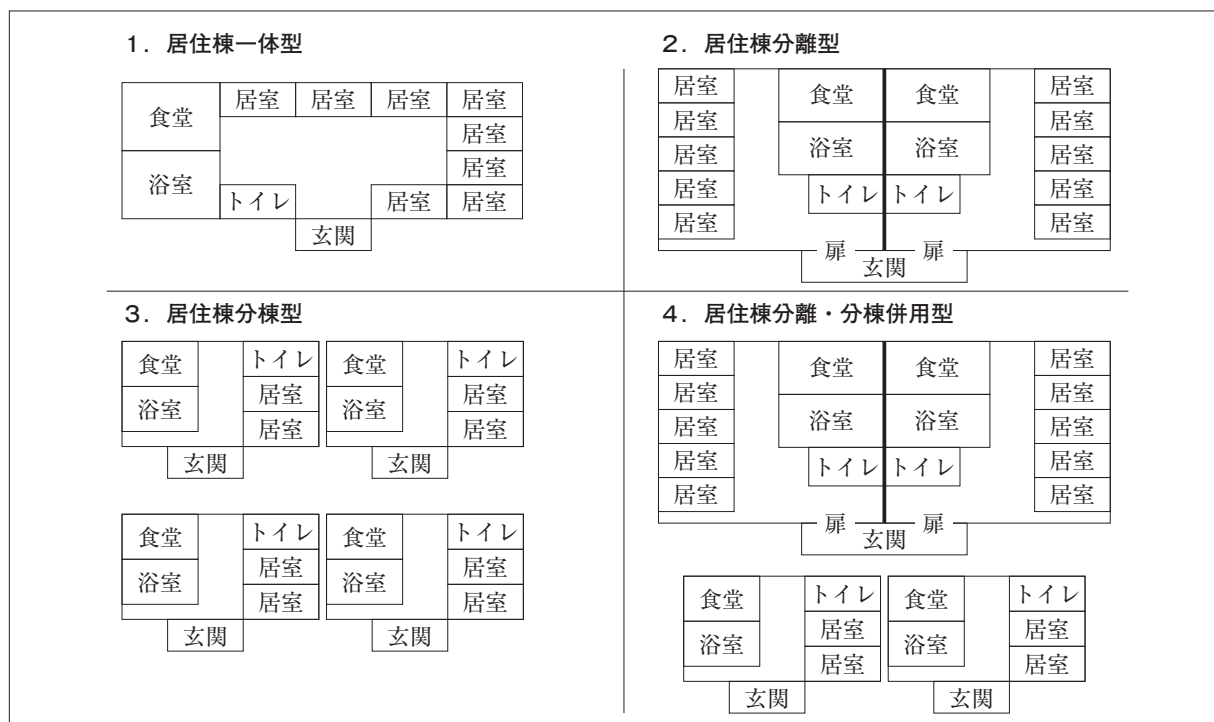
		%
ある人数	5	0.1
延べ回数	7	

表51 医療費の支払いの滞納（令和4年5月末日）

		%
ある人数	1	0.0
延べ金額（円）	39,760	

Ⅲ 施設の設備・環境と暮らしの状況

1. 施設建物の形態



形態分類

1. 居住棟一体型（多層構造や渡り廊下等で連なっている構造も含む）
2. 居住棟分離型（構造上は一体型であるが、出入口や仕切り等を設け、生活単位を分けて使用している構造）
3. 居住棟分棟型（生活単位がすべて敷地内に分散した形で設置されている構造）
4. 居住棟分離・分棟併用型（敷地内に上記2. 3を併せて設けている構造）
5. 敷地外に生活の場を設けている（自活訓練も含む）

施設の形態〔表52〕は、生活環境の質の高さを検討するために、施設の形態を上記のように5つに分類し、調査をしたものである。居住棟一体型が70施設（46.1%）と最も多く約半数を占め、分離型が56施設（36.8%）、分棟型は9施設（5.9%）、分離・分棟併用型は8施設（5.3%）となった。

今年度調査でも前年度調査と同様に、分棟型、分離・分棟併用型の割合が増加し、児童の生活の場の小規模化が進んでいることがみとれる。「障害児入所施設の在り方に関する検討会」の報告書においても、小規模化を推進すべきであると明記されており、今後もさらにこうした家庭的な養育環境の推進整備が進むことが望まれる。

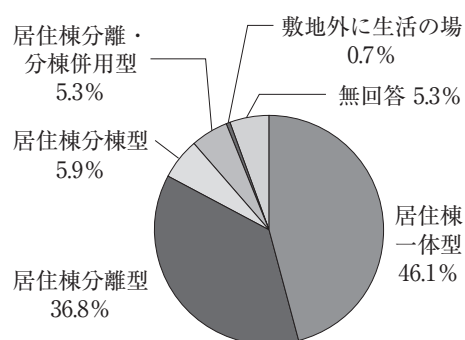


表52 施設の形態

	施設数	%
居住棟一体型	70	46.1
居住棟分離型	56	36.8
居住棟分棟型	9	5.9
居住棟分離・分棟併用型	8	5.3
敷地外に生活の場を設けている（自活訓練含む）	1	0.7
か所数（箇所）	1	
食事は本体より配食	1	
食事は自前調理	0	
本体からの配食＋自前調理	0	
無回答	8	5.3
計	152	100

2. 居住スペースと生活支援スタッフの構成

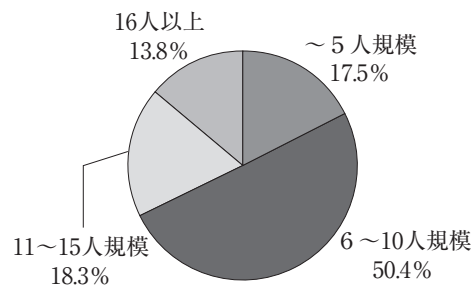
生活単位とは入所児と固定されたスタッフを中心に、衣食住など基本的な生活が営まれる基礎グループであり、環境・構造的にも独立した形態をもつ単位。

(1) 生活単位の設置数

生活単位の設置数〔表53〕について、規模別施設数で最も多かったのは、6人から10人で63施設・193単位となっており、16人以上が32施設・53単位、11人から15人が38施設・70単位、5人以下が22施設・67単位であった。

全生活単位のうち10人以下の小規模な生活単位が占める割合が前年度調査66.1から67.9%と年々さらに増加しており、生活単位の小規模化が毎年進んでいることがみとれる。

なお、平成24年度に創設された小規模グループケア加算を受けている施設は41施設（27.0%）〔表68〕と、生活単位の小規模化と小規模グループケアを実施する施設が増加傾向にある。



生活単位規模別の状況

表53 生活単位の設置数

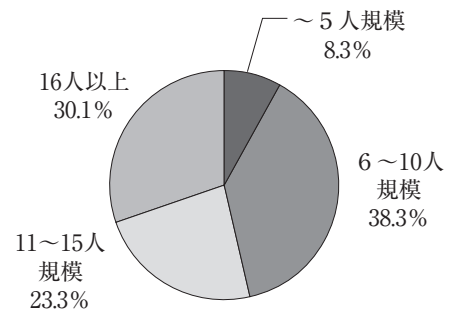
(複数計上)

	～5人規模	6～10人規模	11～15人規模	16人以上	計 (施設数は実数)
生活単位数	67	193	70	53	383
%	17.5	50.4	18.3	13.8	100
公立	27	38	21	12	98
民立	40	155	49	41	285
施設数	22	60	38	32	152
施設平均	3.0	3.2	1.8	1.7	2.5

(2) 専任スタッフ数

〔表53〕の生活単位383単位に対して、専任スタッフ数〔表54〕は、1,582人配置され、1単位平均4.1人となっている。規模別の専任スタッフ数は、1単位16人以上の規模で9.0人、11人から15人の規模が5.3人、6人から10人が3.1人、5人以下が2.0人となっている。

徐々に生活単位の小規模化が進んでおり、また、職員配置が増加しつつある状況がみてとれる。



規模別の専任職員の状況

表54 専任スタッフ数

	～5人規模	6～10人規模	11～15人規模	16人以上	計
専任スタッフ（人）	131	606	369	476	1,582
単位平均（人）	2.0	3.1	5.3	9.0	4.1
公立	61	145	174	84	464
民立	70	461	195	392	1,118
施設数	22	52	34	34	142
平均（人）	6.0	11.7	10.9	14.0	11.1

(3) 児童と直接支援職員の比率

児童定員と直接支援職員数の比率〔表55〕では、職員1人に対し児童2～2.5人以下が40施設（26.3%）と最も多く、職員1人に対し児童3人以下の施設数合計が129施設（84.9%）と大勢を占めている。設置主体別に見ると、職員1人に対し児童3人以下の施設が、公立34施設（85.0%）、民立95施設（84.8%）と増加している。

在籍数と直接支援職員数の比率〔表56〕では、職員1人に対して児童2～2.5人以下が42施設（27.6%）と最も多く、職員1人に対し児童3人以下の施設の合計が139施設（91.4%）と年々大幅に増加している。設置主体別では、職員1人に対し児童3人以下の施設が公立では合計36施設（90.0%）、民立は合計103施設（92.0%）と大勢を占めている。さらに、在籍比で職員1人に対し児童2人以下の施設も106施設（69.7%）となっており、手厚い職員配置をしている施設が多くを占めている。

こうした実態・実情を受けて、令和3年度障害福祉サービス等報酬改定では、協会が長年要望してきた、「障害児入所施設における報酬・人員基準等の見直し」が行われ、約50年ぶり、半世紀を経て、人員配置基準を4.3：1から4：1へと見直されたとともに、基本報酬の見直しも行われたことは、大変喜ばしいことである。

しかしながら、今回の調査でも分かるように全国的に4：1よりも手厚い人員配置をしている施設は数多く、今後そうした実態に見合った手厚い支援をしている施設に対する加算等の導入についても要望していく必要がある。

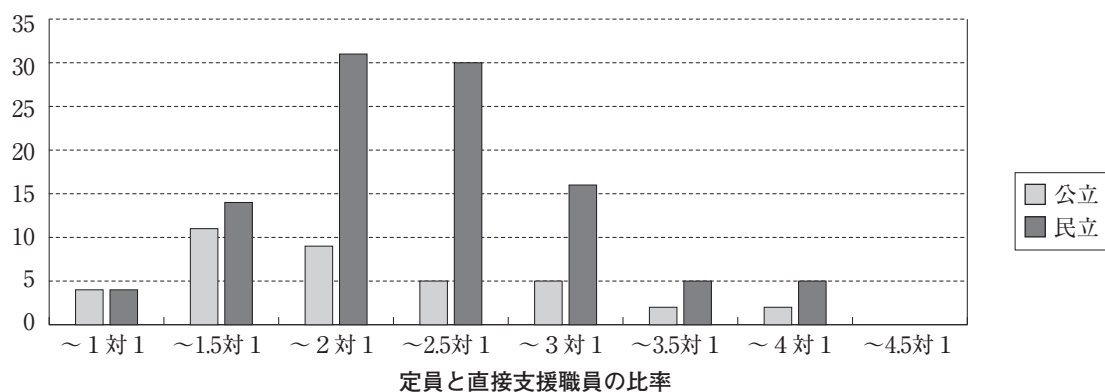


表55 定員：直接支援職員の比率

定員：職員	～1：1	～1.5：1	～2：1	～2.5：1	～3：1	～3.5：1	～4：1	～4.5：1	無回答	計
施設数	8	25	40	35	21	7	7	0	9	152
%	5.3	16.4	26.3	23.0	13.8	4.6	4.6	0	5.9	100
公立	4	11	9	5	5	2	2	0	2	40
%	10.0	27.5	22.5	12.5	12.5	5.0	5.0	0	5.0	100
私立	4	14	31	30	16	5	5	0	7	112
%	3.6	12.5	27.7	26.8	14.3	4.5	4.5	0	6.3	100

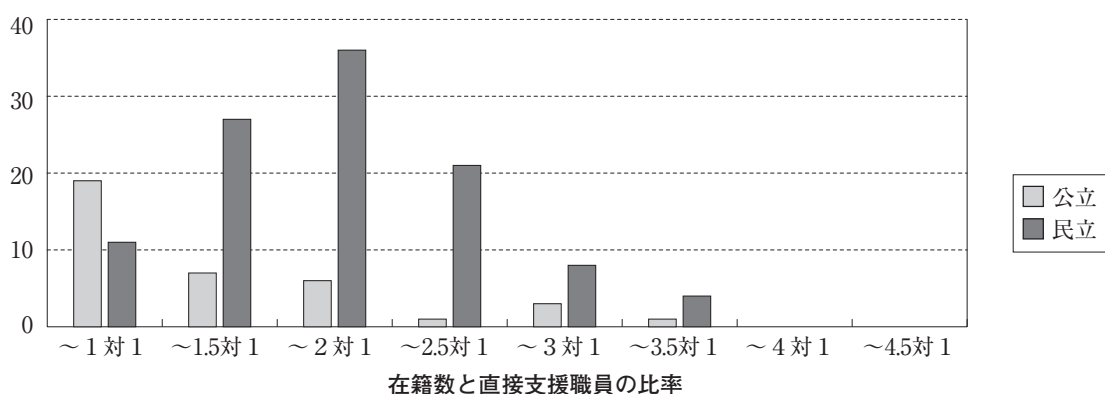


表56 在籍数：直接支援職員の比率

在籍：職員	～1：1	～1.5：1	～2：1	～2.5：1	～3：1	～3.5：1	～4：1	～4.5：1	無回答	計
施設数	30	34	42	22	11	5	0	0	8	152
%	19.7	22.4	27.6	14.5	7.2	3.3	0	0	5.3	100
公立	19	7	6	1	3	1	0	0	3	40
%	47.5	17.5	15.0	2.5	7.5	2.5	0	0	7.5	100
私立	11	27	36	21	8	4	0	0	5	112
%	9.8	24.1	32.1	18.8	7.1	3.6	0	0	4.5	100

3. 「自活訓練事業」の取り組み状況

施設機能強化推進事業の特別事業として制度化され、継続している自活訓練事業の実施状況〔表57〕は、18施設（11.8％）で取り組まれている。設置主体別では公立が4施設（10.0％）、民立が4施設（3.6％）となっている。また自活訓練事業の実施について今後検討すると回答した施設は、公立は14施設、民立は31施設となっている。

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定では、自活訓練事業について、加算の見直し、算定要件の見直し等が行われ、現行よりも見直し後の方が柔軟に設定されており、今後この制度のさらなる活用がなされることを期待したい。

表57 自活訓練事業の実施状況

			計	%
自活訓練事業の実施施設数			18	11.8
公立	実施している		4	10.0
	自活訓練加算	措置（人）	11	
		契約（人）	10	
		加算対象外[独自加算]（人）	0	
	今後検討する		14	35.0
	無回答		22	55.0
	計		40	100
民立	実施している		4	3.6
	自活訓練加算	措置（人）	21	
		契約（人）	9	
		加算対象外〔独自加算〕（人）	17	
	今後検討する		31	27.7
	無回答		77	68.8
	計		112	100

Ⅳ 地域生活・在宅サービスの状況

1. 障害児等療育支援事業の実施状況

障害児等療育支援事業の実施状況〔表58〕は、「実施している」が15施設（9.9％）で前年度調査（16施設9.3％）と比較するとほぼ横ばいの状況である。

事業内容別実施件数〔表59〕においては、「外来療育等相談事業」における実施件数が2,160件と前年度調査（1,908件）と比較して少しではあるが増加している。また「施設支援事業」についても、保育所・幼稚園における実施件数（87件、前年度調査248件）、学校における実施件数（90件、前年度調査254件）ともに大幅に減少している。成人期まで支援の対象としている事業であるが、実質的には児童期の支援にそのニーズが集中していることが推察され、児童期においては児童発達支援センターをはじめとする通所系の事業所における「保育所等訪問支援事業」の拡充等によって、全体的な実施件数の減少につながっているものと考えられる。

当事業は利用負担が発生しないことなど活用意義は充分にあるものの、支援形態や支援内容について見直しが必要であろう。

表58 障害児等療育支援事業（都道府県の地域生活支援事業とした事業等）の実施数

	施設数	%
実施している	15	9.9
法人内の他施設が実施している	19	12.5
実施していない	84	55.3
無回答	34	22.4
計	152	100

表59 事業内容別実施件数

	件数
訪問療育等指導事業	706
外来療育等相談事業	2,160
施設支援事業	246
保育所・幼稚園	87
学 校	90
作業所	1
その他	68

2. 短期入所事業の実施状況

短期入所事業の実施状況〔表60〕は、「実施している」が137施設（90.1％）で9割の施設が実施している。また、併設型の定員規模別施設数〔表61〕は、定員4人が最も多く20施設（26.0％）、次いで定員2人が15施設（19.5％）、定員5人が12施設（15.6％）、3人が10施設（13.0％）となっている。前年度調査において大幅な減少がみられた利用実績〔表62〕については、利用実人数が1,150人（前年度調査1,091人）、延べ利用件数が2,849件（前年度調査3,396件）、延べ利用日数が9,392日（前年度調査10,786日）と

っており、新型コロナウイルス感染症の影響で利用できない状況等が今年度も継続しているものと推察される。

延べ利用件数の内訳〔表62－2〕では、1泊が1,410件（49.5%）と最も多く、次いで2泊が486件（17.1%）となっている。

現在利用中（滞在中）の児童の最長日数〔表63〕では7日以内の利用が最も多く56.9%を占めている。

年間180日以上利用する場合の理由〔表64〕については、最も多いのが「障害者支援施設への入所待機」で、施設数11件（45.8%）、人数20人（42.6%）となっている。

施設・事業所への入所待機のための利用については、前年度調査と同様、半数を超える割合を占めているが、移行時における課題の受け皿としての利用が多いことが推測される。

表60 短期入所事業の実施状況

	施設数		%
実施している	137		90.1
	併設型	77	—
	空床型	66	—
	無回答	2	—
実施していない	11		7.2
無回答	4		2.6
計	152		100

表61 定員規模別施設数（併設型）

	施設数	%
1人	1	1.3
2人	15	19.5
3人	10	13.0
4人	20	26.0
5人	12	15.6
6人	7	9.1
7人	2	2.6
8人	3	3.9
9人以上	7	9.1
計	77	100

表62 利用実績（令和4年4月～令和4年6月までの3か月間）

利用実人数	1,150
利用件数（延べ）	2,849
利用日数（延べ）	9,392
1人当たりの平均利用件数	2.5
1事業所当たりの利用実人数	8.4

表62-2 利用件数（延べ）内訳

	1泊	2泊	3泊	4～6泊	7～13泊	14～28泊	29泊以上	不明	計
利用件数	1,410	486	349	349	113	37	45	60	2,849
%	49.5	17.1	12.2	12.2	4.0	1.3	1.6	2.1	100

表63 現在利用中（滞在中）の児童の最長日数

	～7日	8～14日	15～21日	22～30日	31～60日	61～90日	91～179日	180日以上	計
利用日数	33	6	1	5	7	0	4	2	58
%	56.9	10.3	1.7	8.6	12.1	0	6.9	3.4	100

表64 年間180日以上利用する場合の理由

	施設数	%	人数	%
障害者支援施設への入所待機のため	11	45.8	20	42.6
グループホームへの入居待機のため	0	0	0	0
その他福祉施設等への入所待機のため	3	12.5	3	6.4
地域での自立した生活をするための事前準備のため	2	8.3	16	34.0
本人の健康状態の維持管理のため	2	8.3	2	4.3
家族の病気等のため	1	4.2	1	2.1
その他	5	20.8	5	10.6
計	24	100	47	100

3. 日中一時支援事業の実施状況

市町村の地域生活支援事業である日中一時支援事業の実施状況〔表65〕は、「実施している」が108施設（71.1%）と前年度調査（118施設）と比べて減少している。

表65 日中一時支援事業の状況

	施設数	%
実施している	108	71.1
実人数	2,188	
延べ人数	33,627	
実施していない	34	22.4
無回答	10	6.6
計	152	100
実施市区町村数	170	

4. 福祉教育事業の実施状況

福祉教育事業の実施状況〔表66〕は、「実施している」が119施設（78.3%）と前年度調査より1施設、9.7ポイント増加している。

事業内容と受け入れ状況〔表66－2〕については、「小・中・高校生のボランティア」の受け入れ人数が72人と前年度調査（97人）から減少、また「民間作業ボランティア」についても422人と前年度調査（501人）から減少している。いずれも新型コロナウイルス感染症拡大防止のための影響によるものと思われるが、「福祉教育」の視点からは、早期からのボランティア体験が意義あると考えられるため、小・中・高校生のボランティアの受け入れが、学校側との連携により計画的に行われていくことが望まれる。

表66 福祉教育事業の実施状況

		施設数	%
	実施している	119	78.3
	実施していない	22	14.5
	無回答	11	7.2
	計	152	100
公立	実施している	30	75.0
	実施していない	7	17.5
	無回答	3	7.5
	計	40	100
私立	実施している	89	79.5
	実施していない	15	13.4
	無回答	8	7.1
	計	112	100

表66－2 事業内容と受け入れ状況

	総計		公立		私立	
	施設数	人数	施設数	人数	人数	延人数
小・中・高校生のボランティア	8	72	2	47	6	25
民間ボランティア	16	422	6	158	10	264
学校教員・教職免許の体験実習	17	164	6	116	8	48
単位実習〔保育士〕	96	1,396	23	269	73	1,127
単位実習〔社会福祉士・主事〕	20	47	8	19	12	28
施設職員の現任訓練	5	34	1	1	4	33
その他	26	703	4	103	22	600

5. 地域との交流

表67 地域との交流

交流内容	施設数	%	公立	民立
入所児の地域行事・地域活動等への参加	69	45.4	17	52
地域住民の施設行事への参加	40	26.3	9	31
施設と地域との共催行事の開催	14	9.2	4	10
地域住民をボランティアとして受け入れ	52	34.2	15	37
地域の学校等との交流	38	25.0	4	34
施設と地域が共同で防災・防犯訓練を実施	34	22.4	9	25
子育てや障害に関する相談会・講演会の実施	11	7.2	2	9
施設設備の開放や備品の貸し出し	48	31.6	10	38
その他	17	11.2	5	12
実数	152	100	40	112

V 施設運営・経営の課題

1. 施設の運営費

(1) 加算の認定状況

令和4年度の加算認定状況〔表68〕について、前年度調査で加算取得率の高かった上位5項目（重度障害児支援加算、入院・外泊時加算、栄養士配置加算、児童指導員等加配加算、看護師配置加算）は、今年度調査においても取得率の高い結果となっている。小規模グループケア加算は前年度調査43施設（25.0％）から41施設（27.0％）と2施設減少した。障害児入所施設の在り方に関する検討会（厚生労働省）等における検討を受けて、令和3年度障害福祉サービス等報酬改定において新たな加算として新設されたソーシャルワーカー配置加算については、30施設（19.7％）が加算を受けており、各施設で児童に対する必要な支援として体制を整えていることが推察される。小規模グループケア加算（サテライト型）については2施設（1.3％）とまだ加算取得率の低い状況であり、サテライトとして運用するための環境整備にかかる課題が大きいものと推察される。また、前年度の調査において強度行動障害児特別加算を36施設（20.9％）が取得していたが、今年度調査では、18施設（11.8％）と半減した。成人施設への移行調整が大きく進む中で減少したものと推察される。

表68 令和4年度の加算認定状況

	施設数	%
重度障害児支援加算	112	73.7
児童指導員等加配加算	102	67.1
栄養士配置加算	96	63.2
入院・外泊時加算	94	61.8
看護師配置加算	86	56.6
職業指導員加算	49	32.2
小規模グループケア加算	41	27.0
心理担当職員配置加算	33	21.7
栄養ケアマネジメント加算	31	20.4
ソーシャルワーカー配置加算	30	19.7
強度行動障害児特別加算	18	11.8
入院時特別支援加算	16	10.5
乳幼児加算	16	10.5
重度重複障害児加算	14	9.2
自活訓練加算	12	7.9
地域移行加算	10	6.6
小規模グループケア加算（サテライト型）	2	1.3
施設数	152	100

(2) 自治体の補助の状況

自治体の加算措置〔表69〕については、人件費等の事務費の補助は「ある」が41施設（23.8％）から34施設（22.4％）に、「ない」が109施設（63.4％）から99施設（65.1％）となっている。事業費に対する加算措置は、「ある」が45施設（26.2％）から34施設（22.4％）、「ない」が106施設（61.6％）から97施設（63.8％）と、前年度調査と比べると「ある」は3.8ポイント減少し、「ない」は2.2ポイント増加している。

表69 自治体の加算措置の有無 一職員配置等の事務費および事業費の補助一

	事務費	%	事業費	%
ある	34	22.4	34	22.4
ない	99	65.1	97	63.8
無回答	19	12.5	21	13.8
計	152	100	152	100

2. 在所延長規定の廃止に伴う今後の施設整備計画

(1) 障害者支援施設の指定状況

平成24年施行の改正児童福祉法により在所延長規定が廃止され、障害児入所施設に関する在り方検討会報告書でも満18歳をもって退所する取扱いを基本とすることが明記されたが、現に在所している満18歳以上の入所者の在所継続のための障害者支援施設の指定状況〔表70〕について調査したところ、「障害者支援施設の指定を受けている」が前年度調査66施設（38.4％）から48施設（31.6％）と6.8ポイント減少し、「受けていない」は106施設（61.6％）から104施設（68.4％）と6.8ポイント増加している。

表70 障害者支援施設の指定状況

	施設数	%	公立	民立
受けている	48	31.6	11	37
受けていない	104	68.4	29	75
計	152	100	40	112

(2) 今後の対応方針

在所延長規定の廃止により、今後は児童施設として維持するのか障害者支援施設に転換するのか対応の方針を定めなければならないこととされている。今後の対応方針〔表71〕では、「児童施設として維持する」が、前年度調査138施設（80.2％）から122施設（80.3％）に、「障害者支援施設を併設する」が21施設（12.2％）から16施設（10.5％）に、「障害者支援施設に転換する」は1施設から1施設（0.7％）に、無回答が12施設（7.0％）から13施設（8.6％）となっている。過齢児が未だ残されている状況の中で、児童のための入所機能を維持する方針を定める施設が増えていることがみてとれる。

表71 今後の対応方針

	施設数	%	公立	民立
児童施設として維持する	122	80.3	31	91
障害者支援施設を併設する	16	10.5	5	11
障害者支援施設に転換する	1	0.7	0	1
無回答	13	8.6	4	9
計	152	100	40	112

(3) 今後の児童施設の定員

今後の児童施設の定員〔表72〕については、「児童施設の定員の変更なし」は、前年度調査142施設（82.6％）から130施設（85.5％）に、「児童施設の定員を削減する」が11施設（6.4％）から7施設（4.6％）になり、削減予定数は160人から113人と減少している。「定員を削減する」の内訳は、公立は2施設から0施設、民立についても9施設から7施設に減少している。

定員の変更をしない130施設は今後も児童施設として運営する方針と思われ、〔表71〕「今後の対応方針」の結果とほぼ一致している。定員を削減するのは、障害者支援施設を併設又は転換といった方針によるものと思われるが、在籍児が定員に満たない施設も多くある状況から、今後も児童施設として維持しながらも定員を削減する施設もあると思われる。無回答の15施設は方向性を決めかねているものと推察される。

表72 今後の児童施設の定員

	施設数	%	公立	民立
定員の変更なし	130	85.5	36	94
定員を削減する	7	4.6	0	7
削減数（人）	113		0	113
無回答	15	9.9	4	11
計	152	100	40	112

(4) 障害種別の一元化に向けた対応

障害種別の一元化に向けて他の障害の受け入れに伴う設備・構造をみると、身体障害の車椅子対応〔表73〕については、現状で受け入れが可能な施設が前年度調査36施設（20.9％）から34施設（22.4％）に、受け入れ困難な施設が67施設（39.0％）から61施設（40.1％）となっている。

また、盲・ろうあ児の受け入れ〔表74〕については、現状で受け入れ可能とする施設が11施設（6.4％）から8施設（5.3％）となり、受け入れ困難な施設は95施設（55.2％）から84施設（55.3％）となっている。障害種別の一元化に関して、特に身体障害への対応はバリアフリー等の整備が必要であるが、現状の入所児の障害像や家庭的養育に係る小規模化とのバランスも課題であり、一元化への対応が進まない状況が推察される。

表73 身体障害の車椅子対応

	計	%	公立	民立
現状で可能	34	22.4	9	25
改築等が必要	32	21.1	8	24
受け入れ困難	61	40.1	16	45
無回答	25	16.4	7	18
計	152	100	40	112

表74 盲・ろうあ児の受け入れ

	計	%	公立	民立
現状で可能	8	5.3	1	7
改築等が必要	28	18.4	5	23
受け入れ困難	84	55.3	23	61
無回答	32	21.1	11	21
計	152	100	40	112

3. 在所延長している児童の今後の見通し

在所延長している児童の今後の見通し〔表75〕については、施設入所支援対象が44施設・149人（18歳以上の在籍者41.0%）、グループホーム対象が25施設・44人（同12.1%）、家庭引き取りが4施設・6人（同1.7%）となっている。令和4年度末までに移行可能となっているのは、施設入所支援で40人（同11.0%）、グループホームで24人（同6.6%）にとどまっており、引き続き都道府県と市区町村が連携した移行支援体制を早急に構築することが望まれる。

表75 在所延長している児童の今後の見通し

		数	%（*）	公立	民立
家庭引き取り	施設数	4	2.6	1	3
	人数	6	1.7	1	5
单身生活	施設数	1	0.7	0	1
	人数	1	0.3	0	1
施設入所支援対象	施設数	44	28.9	9	35
	人数	149	41.0	17	132
	令和4年度末までに移行可能	40	11.0	12	28
グループホーム対象	施設数	25	16.4	3	22
	人数	44	12.1	14	30
	令和4年度末までに移行可能	24	6.6	4	20

（*）施設数の％は回答施設数における割合、人数の％は18歳以上の在籍者数における割合

4. 児童相談所との関係

(1) 措置後の児童福祉司等の施設訪問

児童相談所が入所措置を行った後の児童福祉司等の施設訪問〔表76〕については、令和3年度に訪問があったのは124施設（81.6%）、訪問がないが15施設（9.9%）となっている。訪問のある児童相談所のか所数〔表76-2〕では、5か所以上が30施設（24.2%）で最も多く、次いで3か所が26施設（21.0%）となっている。

令和3年度訪問回数〔表76-3〕は、5回以上が67施設（54.0%）と最も多く、次いで2回が10施設（8.1%）となっている。訪問のあった施設では児童相談所職員の訪問回数は比較的多いといえるが、訪問のない施設も15施設（9.9%）あることから、児童相談所の取り組みや対象となる児童の支援の内容に温度差があることがうかがえる。

表76 措置後の児童福祉司等の施設訪問

	施設数	%
令和3年度に訪問あった	124	81.6
訪問はない	15	9.9
不明・無回答	13	8.6
計	152	100

表76-2 令和3年度訪問箇所数（児童相談所数）

令和3年度訪問箇所数	施設数	%
1 か所	18	14.5
2 か所	24	19.4
3 か所	26	21.0
4 か所	13	10.5
5 か所以上	30	24.2
不明・無回答	13	10.5
訪問のあった施設実数	124	100

表76-3 令和3年度訪問回数

令和3年度訪問回数	施設数	%
1 回	2	1.6
2 回	10	8.1
3 回	4	3.2
4 回	7	5.6
5 回以上	67	54.0
不明・無回答	34	27.4
訪問のあった施設実数	124	100

(2) 児童相談所との連携

児童相談所との連携〔表77〕は、「県単位で児童相談所と施設の定期協議を行政主催で行っている」が45施設（29.6%）,「定期的に児童相談所を訪問して協議している」が20施設（13.2%）,「不定期であるが、児童相談所を訪問して協議している」が66施設（43.4%）であった。

契約制度の導入により児童相談所と施設の連携が希薄になっていることが施設現場から指摘されているが、定期的や不定期に協議の場を通じて児童相談所との関係を強化しなければ複雑化している家庭環境や虐待に代表される児童福祉の危機に適切に対応していくことはできないであろう。施設側から積極的に児童相談所に働きかけをしていくことが必要である。

表77 児童相談所との連携

(重複計上)

	施設数	%
県単位で児童相談所と施設の定期協議を行政主催で行っている	45	29.6
定期的に児童相談所を訪問して協議している	20	13.2
不定期であるが、児童相談所を訪問して協議している	66	43.4
特に行っていない	22	14.5
不明・無回答	9	5.9
施設実数	152	100

(3) 18歳以降の対応

18歳以降の対応〔表78〕については、措置児童の場合、「18歳到達日以降の措置延長は原則として認められない」が5施設（2.3%）、「高校（高等部）卒業までは措置延長が認められるが、それ以降は認められない」が40施設（26.3%）、「高校（高等部）卒業後も、事情により20歳までの措置延長が認められる」が96施設（63.2%）であった。一方、契約児童の18歳以降の対応は「18歳到達日以降の支給期間延長は原則として認められない」が11施設（7.2%）、「高校（高等部）卒業までは支給期間延長が認められるが、それ以降は認められない」が64施設（42.1%）、「高校（高等部）卒業後も、事情により20歳までの支給期間延長が認められる」が41施設（27.0%）、「20歳以降も事情により支給期間延長が認められる」が17施設（11.2%）であった。高等部卒業までしか在所延長が認められない割合は契約の方が高く、事情により20歳まで在所延長が認められる割合は措置の方が高くなっている。施設として入所時点で退所後をするのか等、児童相談所との連携を深めていく必要がある。

表78 18歳以降の対応

	措置	%	契約	%
18歳到達日以降の措置・支給期間の延長は原則として認められない	5	3.3	11	7.2
高校（高等部）卒業までは措置・支給期間の延長が認められるが、それ以降は認められない	40	26.3	64	42.1
高校（高等部）卒業後も、事情により20歳までの措置・支給期間の延長が認められる	96	63.2	41	27.0
20歳以降も事情により支給期間の延長が認められる	—	—	17	11.2
不明・無回答	12	7.9	19	12.5
施設実数	152	100	152	100

5. 利用者負担金の未収状況

利用者負担金の未収状況〔表79〕は、令和3年度の未収が29施設262人（うち令和2年度未収人数は22施設230人）となっている。この状況は、施設だけの責任では済まされないため、何らかの措置を要望する必要がある。

表79 利用者負担金の未収状況

	計
令和3年度未収人数	262
施設数	29
令和3年度未収額（単位千円）	25,776
令和2年度未収人数	230
施設数	22
うち令和2年度未収額（単位千円）	21,723

6. 苦情解決の実施状況

苦情受付件数〔表80〕をみると、令和3年度に苦情が1件以上寄せられたと回答した施設が40施設（26.3%）、総件数は113件、1施設平均2.8件であった。件数別にみると、1～4件が34施設（22.4%）、5件～9件が4施設（2.6%）、10件以上は2施設（1.3%）、0件は88施設（57.9%）であった。

表80 苦情受付件数

	施設数	%	件数計
令和3年度苦情受付総数	40		113
0件	88	57.9	
1～4件	34	22.4	
5～9件	4	2.6	
10件～	2	1.3	
無回答	24	15.8	
計	152	100	

苦情の内容〔表80－2〕は、「生活支援に関すること」が22施設58件、1施設平均2.6件、「施設運営に関すること」が8施設15件、「その他」が19施設40件で、日常生活に関する苦情が多くなっている。

苦情受付総数は前年度調査156件から113件と減少しているが、施設運営や生活支援に対する苦情が潜在化しないためにも、日々の実践の中で見落としのないようにしていかなければならない。

表80－2 苦情の内容

	施設数	%	件数計
施設運営に関すること	8	20.0	15
生活支援に関すること	22	55.0	58
その他	19	47.5	40
苦情のあった施設数	40	100	113

第三者委員等との相談頻度〔表80－3〕は、最も多い頻度は「年に1回」66施設（43.4%）、次いで「学期に1回」18施設（11.8%）、「月1回」は12施設（7.9%）となっている。日常的な活動というより形式的なレベルにある状況は変わらない。「相談の機会はない」との回答は47施設（30.9%）となっている。今後、第三者委員の活動を形式的なものに止めずに福祉サービスの質の向上が図られるような実質的な活動にしていくためには、積極的に取り組んでいる施設の活動等を参考にしていくことが必要であろう。

表80－3 第三者委員等との相談頻度

	施設数	%
月1回	12	7.9
学期に1回	18	11.8
年に1回	66	43.4
相談の機会はない	47	30.9
無回答	9	5.9
計	152	100

調査票 C

※この調査票は、障害児入所施設（福祉型・医療型）、のみご回答ください。

全国知的障害児・者施設・事業 利用者実態調査票【事業利用単位】

（令和4年6月1日現在）

記入責任者 氏 名		職 名

《留意事項》

1. 本調査票は障害児入所施設（福祉型・医療型）事業を対象としています。

当該事業を利用する利用者の状況についてご回答ください。

- ①「障害児入所施設（福祉型・医療型）」に併せて児童福祉法による「経過施設入所支援」、「経過的生活介護」、「経過療養介護」等の事業を実施する場合は、両事業の利用者も含めて「障害児入所施設（福祉型・医療型）」としてご回答ください。

例：障害児入所施設（福祉型・医療型）に併せて経過施設入所支援、経過的生活介護、経過療養介護、を実施
→ 調査票は1部作成（「障害児入所施設（福祉型・医療型）」で1部）

- ②従たる事業については、当該事業の利用者を主たる事業に含めてご回答ください。

2. 設問は特別の指示がない場合にはすべて令和4年6月1日現在でご回答ください。

3. マークのある欄は同じ数値が入ります。指示のない限り整数でご回答ください。

※人数等に幅（1～2人など）を持たせないでください。

4. 本調査の結果は、統計的に処理をするためご回答いただいた個別の内容が公表されることはありません。

☆下記の印字内容に誤り若しくは変更がございましたら、赤ペン等で修正してください。（印字がない部分をご記入ください。）

なお、日本知的障害者福祉協会会員データへの反映には、別途「全国知的障害関係施設・事業所名簿」巻末の“変更届”にて変更内容を記載し、ご提出（FAX：03-3431-1803）いただく必要がございます。

施設・事業所の名称			電 話	
上記の所在地				
経営主体の名称				
施設・事業の種類 ※1つの事業所で2つ以上の事業を実施している場合は、1事業ごとに調査票（コピー）を作成してください。	※施設・事業の種類に誤り若しくは変更がある場合には、右枠より該当の番号を選択してください。	〇1. 障害児入所施設（福祉型・医療型） 〇2. 児童発達支援センター（福祉型・医療型） 11. 療養介護 12. 生活介護 13. 自立訓練（生活訓練・機能訓練） 14. 自立訓練（宿泊型） 15. 就労移行支援 16. 就労継続支援 A 型 17. 就労継続支援 B 型 18. 施設入所支援 20. 多機能型 20-11. 療養介護 20-12. 生活介護 20-13. 自立訓練（生活訓練・機能訓練） 20-14. 自立訓練（宿泊型） 20-15. 就労移行支援 20-16. 就労継続支援 A 型 20-17. 就労継続支援 B 型		
該当する場合にはチェックをしてください。 上記事業に付帯して、 ☐ ①就労定着支援 ☐ ②居宅訪問型児童発達支援 を行っている。				

[1]定 員	人	開設年月	移行年月
--------	---	------	------

☆恐れ入りますが、調査票3ページ右下枠内に番号を転記してください。→

施設コード	
-------	--

〔2〕 現在員 (1)(2) (4) の男女別 人員計は 一致する こと	(1) 契約・措置利用者数 (合計)					①男 ★ 人		②女 ☆ 人		計 ● 人							
	(2) 年齢別在籍者数 ※「6～11 歳」のうち 6 歳児の未就学児数のみを左下枠内に計上のこと																
	年齢	2歳以下	3～5歳	6～11歳※	12～14歳	15～17歳	18～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80歳以上	計
	1.男			※													★
	2.女			※													☆
	計	人	人	※	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	● 人
	うち障害児・者	人	人	※	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	(3) 平均年齢 ※小数点第 2 位を四捨五入すること					. 歳											
	(4) 利用・在籍年数別在籍者数※障害者自立支援法事業の施行（平成 18 年 10 月）による新たな事業への移行から利用・在籍している年数で計上のこと ※「18.施設入所支援」、「01.障害児入所施設（福祉型・医療型）」は旧法施設からの利用・在籍年数で計上のこと																
	在籍年数	0.5 年未満	0.5～1 年未満	1～2 年未満	2～3 年未満	3～5 年未満	5～10 年未満	10～15 年未満	15～20 年未満	20～30 年未満	30～40 年未満	40 年以上	計				
1.男												★					
2.女												☆					
計	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	● 人					
〔3〕 障害支援区分別在籍者数 ※「療養介護」、「生活介護」、「18.施設入所支援」のみ回答のこと ※〔2〕の人員計と一致すること ※「01.障害児入所施設（福祉型・医療型）」に併せて経過的施設入所支援、経過的生活介護を実施する場合は対象者のみ計上のこと					非該当	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	不明・未判定	計				
					人	人	人	人	人	人	人	人	● 人				
〔4〕 療育手帳程度別在籍者数 ※〔2〕の人員計と一致すること		1. 最重度・重度		2. 中軽度		3. 不所持・不明		計									
		人		人		人		● 人									
〔5〕 身体障害の状況 ※身体障害者手帳所持者に ついてのみ回答のこと		手帳所持者実数 ○ 人	手帳に記載の 障害の内訳 ※重複計上可	1. 視覚 人	2. 聴覚 人	3. 平衡 人	4. 音声・言語 又は咀嚼機能 人	5. 肢体不自由 人	6. 内部障害 人								
〔6〕 身体障害者手帳程度別在籍者数 ※〔5〕の手帳所持者実数と一致すること ※重複の場合は総合等級を回答		1 級 人	2 級 人	3 級 人	4 級 人	5 級 人	6 級 人	計 ○ 人									
〔7〕 精神障害者保健福祉手帳の程度 別在籍者数		1 級 人	2 級 人	3 級 人	計 人												
〔8〕 精神障害の状況 ※医師の診断名がついているもののみ記入すること ※てんかんとてんかん性精神病は区別し、てんかん性 精神病のみ計上のこと ※その他の欄に精神遅滞は計上しないこと		1. 自閉スペクトラム症 （広汎性発達障害、自閉症など） 人		4. てんかん性精神病 人													
		2. 統合失調症 人		5. その他 （強迫性心因反応、神経症様反応など） 人													
		3. 気分障害 （周期性精神病、うつ病性障害など） 人		計 人													
〔9〕「てんかん」の状況 ※てんかんとして現在服薬中の人数 人		〔10〕 認知症の状況		1. 医師により認知症と診断されている人数 うちダウン症の人数 人		2. 医師以外の家族・支援員等が認知 症を疑う人数 うちダウン症の人数 人											
				人		人											
〔11〕 矯正施設・更生保護施設・指定入院医 療機関を退所・退院した利用者数 ※矯正施設とは、刑務所、少年刑務所、拘置所、少年 院、少年鑑別所、婦人補導院をさす（基準日現在）		1. 矯正施設 うち3年以内 人		2. 更生保護施設 うち3年以内 人		3. 指定入院医療機関 うち3年以内 人		計 うち3年以内 人									
		人		人		人											
〔12〕 上記〔11〕のうち地域生活移行個別支援特別加算を受けている利用者数 ※「18.施設入所支援」「自立訓練（宿泊型）」のみ回答のこと							人										

[13]支援度	支援度の指標	1 級 常時全ての面で支援が必要	2 級 常時多くの面で支援が必要	3 級 時々又は一時的にあるいは一部支援が必要	4 級 点検、注意又は配慮が必要	5 級 ほとんど支援の必要がない		
[13]－A 日常生活面 ※[2]の人員計と一致すること	内 容	基本的生活習慣が形成されていないため、常時全ての面での介助が必要。それがないと生命維持も危ぶまれる。	基本的生活習慣がほとんど形成されていないため、常時多くの面で介助が必要。	基本的生活習慣の形成が不十分なため、一部介助が必要。	基本的生活習慣の形成が不十分ではあるが、点検助言が必要とされる程度。	基本的生活習慣はほとんど形成されている、自主的な生活態度の養成が必要。	計	
	人 員	人	人	人	人	人	● 人	
[13]－B 行動面 ※[2]の人員計と一致すること	内 容	多動、自他傷、拒食などの行動が顕著で常時付添い注意が必要。	多動、自閉などの行動があり、常時注意が必要。	行動面での問題に対し注意したり、時々指導したりすることが必要。	行動面での問題に対し多少注意する程度。	行動面にはほとんど問題がない。	計	
	人 員	人	人	人	人	人	● 人	
[13]－C 保健面 ※[2]の人員計と一致すること	内 容	身体的健康に嚴重な看護が必要。生命維持の危険が常にある。	身体的健康につねに注意、看護が必要。発作頻発傾向。	発作が時々あり、あるいは周期的精神変動がある等のため一時的又は時々看護の必要がある。	服薬等に対する配慮程度。	身体的健康にはほとんど配慮を要しない。	計	
	人 員	人	人	人	人	人	● 人	
[14]日常的に医療行為等を必要とする利用者数 ※事業所内（職員・看護師）によるもののみ計上のこと ※医療機関への通院による医療行為等は除く		1. 点滴の管理（持続的） ※1	人	6. 人工呼吸器の管理 ※4 （侵襲、非侵襲含む）	人	11. 導尿	人	
		2. 中心静脈栄養 ※2 （ポートも含む）	人	7. 気管切開の管理	人	12. カテーテルの管理 （コンドーム・留置・膀胱ろう）	人	
		3. ストーマの管理 ※3 （人工肛門・人工膀胱）	人	8. 喀痰吸引 （口腔・鼻腔・カニューレ内）	人	13. 排便	人	
		4. 酸素療法	人	9. 経管栄養の注入・水分補給 （胃ろう・腸ろう・経鼻経管栄養）	人	14. じょく瘡の処置	人	
		5. 吸入	人	10. インシュリン療法	人	15. 疼痛の管理 （がん末期のペインコントロール）	人	
		※1…長時間（24時間）にわたり点滴をおこない、針の刺し直し（針刺・抜針）も含む ※2…末梢からの静脈点滴が難しい方におこなう処置 ※3…皮膚の炎症確認や汚物の廃棄 ※4…カニューレ・気管孔の異常の発見と管理				計	人	
[15]複数事業（所）利用者数 ※日中活動事業（所）・「02. 児童発達支援センター」のみ回答のこと ※定期的に利用する日中活動サービスが他にある場合のみ回答のこと ※同一事業を複数個所で利用している場合も計上のこと			人		※定期的に利用する日中活動サービスとは療養介護、生活介護、自立訓練（宿泊型は除く）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型の6事業及び幼稚園、保育園とする			
[16]日中活動利用者の生活の場の状況 ※[2]と人員計が一致すること ※日中活動事業（所）・「02. 児童発達支援センター」のみ回答のこと ※利用契約をしている利用者の実数を回答のこと			1. 家庭（親・きょうだいと同居）		人	5. 福祉ホーム		人
			2. アパート等（主に単身・配偶者有り）		人	6. 施設入所支援		人
			3. グループホーム・生活寮等		人	7. その他		人
			4. 自立訓練（宿泊型）		人	計		● 人
[17]施設入所支援利用者の日中活動の状況 ※[2]と人員計が一致すること ※1 ページ目に「18. 施設入所支援」と印字されている調査票のみ回答のこと ※「01. 障害児入所施設（福祉型・医療型）」に併せて実施する経過的施設入所支援は除く			1. 同一法人敷地内で活動				人	
			2. 同一法人で別の場所（敷地外）で活動				人	
			3. 他法人・他団体が運営する日中活動事業所等で活動				人	
			4. その他の日中活動の場等で活動				人	
			計				● 人	
[18]成年後見制度の利用者数 ※当該事業の利用者のみ対象			1. 後見		人	2. 保佐		人
						3. 補助		人

☆恐れ入りますが、調査票1 ページ右下枠内の番号を転記してください。→

施設コード	
-------	--

[21]就職の状況

※「児童発達支援センター」、「自立訓練（宿泊型）」、「施設入所支援」は除く。職場適応訓練は除く。

イ、令和3年4月1日～令和4年3月31日の1年間を調査すること

ロ、家業の手伝いで低額であっても賃金を受け取る場合も記入のこと

ハ、「事業利用（在所）年月」の欄は、現事業（所）での利用（在所）期間を記入のこと

ニ、「知的障害の程度」は、児童相談所または更生相談所の判定より記入すること

ホ、〔19〕-B、（2）活動の場、2一般就労の人数と一致すること

No.	就職時 年 齢	性別	事業利用 （在所）年月	知的障害の程度 （別表1より）	年金受給の有無 （別表2より）	雇用先の業種	仕事の内容	就職時の給与 （月額）	就職時の生活の場 （別表3より）
例	20 歳	男	2年 か月	4	4	飲食店	接客・食器洗浄	¥ 80,000	1
1			年 か月						
2			年 か月						
3			年 か月						
4			年 か月						
5			年 か月						
6			年 か月						
7			年 か月						
8			年 か月						
9			年 か月						
10			年 か月						

[22]死亡の状況

※1 ページ目施設・事業の種類「18.施設入所支援」は除く。生活介護と施設入所支援を行う事業所の重複回答を避けるため、両方の事業を行う場合は1 ページ目「18.施設入所支援」と印字された調査票以外、回答のこと。

イ、令和3年4月1日～令和3年3月31日の1年間を調査すること

ロ、退所後6か月程度で死亡したケースも記入すること

ハ、〔19〕-B、（1）生活の場、18 死亡退所 の人数と一致すること

No.	死亡時年齢	性別	知的障害の程度（別表1より）	死亡場所（別表9より）	死因（右より選択）	
1	歳					1. 病気 2. 事故 3. その他
2						
3						
4						
5						
6						

別表1	1. 最重度	2. 重度	3. 中度	4. 軽度	5. 知的障害なし
別表2	1. 有：1級	2. 有：2級	3. 有：その他（厚生年金・共済年金）		4. 無
別表3	1. 家庭 5. 自立訓練（宿泊型）	2. アパート等	3. グループホーム・生活寮等 6. 福祉ホーム	7. その他	4. 社員寮等 8. 不明
別表4	1. 家庭（親・きょうだいと同居） 4. 社員寮・住み込み等 7. 自立訓練（宿泊型）	2. アパート等（主に単身） 5. 知的障害者福祉ホーム 8. その他・不明		3. グループホーム・生活寮等 6. 施設入所支援	
別表5	1. 家庭 4. グループホーム（認知症対応） 7. 介護療養型医療施設	2. アパート 5. 特別養護老人ホーム 8. その他		3. グループホーム（障害福祉） 6. 介護老人保健施設	
別表6	1. 要支援1 4. 要介護2 7. 要介護5		2. 要支援2 5. 要介護3		3. 要介護1 6. 要介護4
別表7	1. デイサービス・デイケア 4. 訪問看護		2. 訪問・居宅介護（ホームヘルプサービス） 5. その他		3. 短期入所（ショートステイ） 6. 利用なし
別表8	1. 市町村等行政から65歳になったので移行指示があった。 2. 加齢により支援が限界となったため事業所側から移行・併給を働きかけた 3. 本人の希望により 4. 家族の希望により 5. その他				
別表9	1. 施設	2. 病院	3. 家庭	4. その他	

別表1

1. 最重度

2. 重度

3. 中度

4. 軽度

5. 知的障害なし

別表2

1. 有：1級

2. 有：2級

3. 有：その他（厚生年金・共済年金）

4. 無

別表3

1. 家庭
5. 自立訓練（宿泊型）

2. アパート等

3. グループホーム・生活寮等
6. 福祉ホーム

7. その他

4. 社員寮等
8. 不明

別表4

1. 家庭（親・きょうだいと同居）
4. 社員寮・住み込み等
7. 自立訓練（宿泊型）

2. アパート等（主に単身）
5. 知的障害者福祉ホーム
8. その他・不明

3. グループホーム・生活寮等
6. 施設入所支援

別表5

1. 家庭
4. グループホーム（認知症対応）
7. 介護療養型医療施設

2. アパート
5. 特別養護老人ホーム
8. その他

3. グループホーム（障害福祉）
6. 介護老人保健施設

別表6

1. 要支援1
4. 要介護2
7. 要介護5

2. 要支援2
5. 要介護3

3. 要介護1
6. 要介護4

別表7

1. デイサービス・デイケア
4. 訪問看護

2. 訪問・居宅介護（ホームヘルプサービス）
5. その他

3. 短期入所（ショートステイ）
6. 利用なし

別表8

1. 市町村等行政から65歳になったので移行指示があった。
2. 加齢により支援が限界となったため事業所側から移行・併給を働きかけた
3. 本人の希望により

4. 家族の希望により

5. その他

別表9

1. 施設

2. 病院

3. 家庭

4. その他

〔障害児入所施設（福祉型・医療型）専門項目〕以下より障害児入所施設（福祉型・医療型）のみご回答ください

[23] 設置・経営主体（※）		☐ 1. 公立公営（ ☐ 7. 直営 ☐ 1. 事業団 ☐ 9. 事務組合） ☐ 2. 公立民営 ☐ 3. 民立民営																	
(※)公立公営施設で指定管理者制度の場合は、受託が民間法人の場合は公立民営とする。また、民間移管により社会福祉法人に運営主体が完全に移行したものは民立民営とする。																			
[24] 経過的障害者支援施設		☐ 1. 指定を受けている ☐ 2. 指定を受けていない																	
[25] 在籍児の出身エリア		1. 都道府県の数（ ）都道府県										2. 区市町村の数（ ）か所							
		3. 措置・契約支給決定している児童相談所の数（ ）か所																	
[26] 在籍児（措置・契約）の入所時の年齢（令和4年6月1日現在の在籍児）																			
年齢	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	計	
男	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
女	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
計	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
[27] 令和3年度（令和3年4月1日～令和4年3月31日）の新規入所児童の年齢別状況（年齢は入所時の年齢）																			
		5歳以下				6～11歳				12～14歳				15～17歳				計	
措置		人				人				人				人				人	
契約		人				人				人				人				人	
[28] 一時保護が必要とされた児童の受け入れ状況																			
☐ 1. 一時保護委託を受けている ☐ 2. 委託を受けていない																			
委託を受けている場合、令和3年度（令和3年4月1日～令和4年3月31日）に受け入れた児童																		人	
[29] 入所理由（令和4年6月1日現在の在籍児）																			
※1. 理由が重複する場合は、それぞれの欄に数値を計上。入所理由の判断は、児童相談所の児童票のほかに家族との面談等により判断し、主たる要因とそれに付随する要因に分けて計上のこと。 ※2. 令和3年度入所児の欄は、令和3年度（令和3年4月1日～令和4年3月31日）に新規入所した人についてのみ計上のこと。																			
内 容		在籍児・者全員								うち令和2年度入所児									
		主たる要因				付随する要因				主たる要因				付随する要因					
		措置		契約		措置		契約		措置		契約		措置		契約			
家庭の状況等	1. 親の離婚・死別	人		人		人		人		人		人		人		人		人	
	2. 家庭の経済的理由	人		人		人		人		人		人		人		人		人	
	3. 保護者の疾病・出産等	人		人		人		人		人		人		人		人		人	
	4. 保護者の養育力不足	人		人		人		人		人		人		人		人		人	
	5. 虐待・養育放棄	人		人		人		人		人		人		人		人		人	
	6. きょうだい等家族関係	人		人		人		人		人		人		人		人		人	
	7. 住宅事情・地域でのトラブル	人		人		人		人		人		人		人		人		人	
本人の状況等	1. ADL・生活習慣の確立	人		人		人		人		人		人		人		人		人	
	2. 医療的ケア	人		人		人		人		人		人		人		人		人	
	3. 行動上の課題改善	人		人		人		人		人		人		人		人		人	
	4. 学校での不適応・不登校	人		人		人		人		人		人		人		人		人	
	5. 学校就学・通学のため	人		人		人		人		人		人		人		人		人	
	6. その他	人		人		人		人		人		人		人		人		人	

[30]虐待による入所児の状況													
① 令和3年度の新規入所児童のうち虐待による入所児童（児童票や家庭での生活実態等から虐待と判断できるケースも含む）													
		被虐待児						うち児童相談所から認定					
男		人						人					
女		人						人					
②虐待及びその恐れがあると判断される上記の入所児童のうち、契約で入所しているケース												人	
② 虐待の内容（※重複計上可）													
令和3年度入所		1. 身体的虐待		2. 性的虐待		3. ネグレクト		4. 心理的虐待		計			
男		人		人		人		人		人			
女		人		人		人		人		人			
計		人		人		人		人		人			
④ 令和4年6月1日現在 被虐待児受入加算を受けている人数												人	
⑤上記のほかに被虐待児受入加算を受けたことがある児童の人数												人	
[31]在籍児の就学・就園の状況（令和4年6月1日現在）													
①就学前児童の状況（活動形態）							②義務教育年齢の児童の状況（就学形態）						
1. 幼稚園への通園							1. 訪問教育						
人							人						
2. 保育所に通所							2. 施設内分校・分教室						
人							人						
3. 児童発達支援事業等療育機関							3. 特別支援学校小・中学部						
人							人						
4. 園内訓練							4. 小中学校の特別支援学級						
人							人						
5. その他							5. 小中学校の普通学級						
人							人						
計							計						
人							人						
③義務教育修了後の児童の状況（就学・活動形態）													
1. 訪問教育							4. 高等特別支援学校						
人							人						
2. 施設内分校・分教室							5. 特別支援学校専攻科						
人							人						
3. 特別支援学校高等部							6. 一般高校						
人							人						
計							人						
④就学学年（令和4年6月1日現在）													
小1	2	3	4	5	6	中1	2	3	高1	2	3	計	
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
[32]家庭の状況（令和4年6月1日在籍児童）※人数は兄弟姉妹の場合も各々カウント													
家庭の状況				人数				その内措置人数					
1. 両親世帯				人				人					
2. 母子世帯				人				人					
3. 父子世帯				人				人					
4. きょうだいのみ世帯				人				人					
5. 祖父母・親戚が保護者として対応の世帯				人				人					
6. その他				人				人					
計				人				人					
7. 兄弟姉妹で入所				世帯				世帯					
				人				人					

[33] 帰省の状況（令和3年度実績）									
	1. 週末（隔週）ごとに帰省		2. 月に1回程度		3. 年に1～2回程度		4. 帰省なし		
措置	人		人		人		人		
契約	人		人		人		人		
「4. 帰省なし」の児童が帰省できない理由（主な理由）									
1. 家族がいない							人		
2. 地理的条件で困難							人		
3. 本人の事情で帰らない							人		
4. 家庭状況から帰せない							人		
5. その他（理由 _____）							人		
[34] 面会等訪問の状況（令和3年度実績）									
1. 家族の訪問なし							人		
2. 週末（隔週）ごとに家族が訪問							人		
3. 月に1回程度家族が訪問							人		
4. 年に1～2回程度家族が訪問							人		
5. 職員が引率して家庭で面会							人		
6. 面会の制限が必要な児童							人		
計							人		
[35] 退所児・者の状況									
①令和3年度の退所児・者数									
	5歳以下	6～11歳	12～14歳	15～17歳	18～19歳	20～29歳	30～39歳	40歳以上	計
措置	人	人	人	人	人	人	人	人	人
契約	人	人	人	人	人	人	人	人	人
②令和3年度に契約児童で利用料等滞納のまま退所した児・者数 _____ 人									
③令和3年度に退所した児童のフォローアップ ※進路先への引継ぎ訪問、家庭訪問等を含む									
☐ 1. 実施した _____ 人 _____ 回 ☐ 2. 実施していない									
[36] 障害の状況（令和4年6月1日現在）									
①重度加算認定数			措置費		人		施設給付費（契約）		人
②強度行動障害加算認定数			措置		人		契約		人
③重度重複障害加算認定数			措置		人		契約		人
④行動上の困難さの状況 ※重複計上可									
行動特性		月1回 程度	週1回 以上	行動特性		月1回 程度	週1回 以上		
1. 強いこだわり		人	人	10. 盗癖		人	人		
2. 自傷行為		人	人	11. 性的問題		人	人		
3. 他傷、他害		人	人	12. 異食・過食・反すう・多飲水		人	人		
4. 奇声・著しい騒がしさ		人	人	13. 不潔行為（弄便・唾遊び等）		人	人		
5. 無断外出		人	人	14. 弄火		人	人		
6. 器物破損等激しい破壊行為		人	人	15. 睡眠の乱れ		人	人		
7. 多動・飛び出し行為		人	人	16. 緘黙		人	人		
8. 寡動・行動停止		人	人	17. その他		人	人		
9. 徘徊・放浪		人	人						

[37]服薬の状況（令和4年6月1日現在で服薬している人数：重複計上可）				
① 服薬の内容				
抗精神薬	1. 抗てんかん薬	2. 抗精神薬・抗不安薬	3. 睡眠薬	
	人	人	人	
慢性疾患 (1ヶ月以上服用している場合)	1. 心臓疾患	2. 腎臓疾患	3. 糖尿病	
	人	人	人	
	4. 喘息	5. 貧血	6. その他	
	人	人	人	
② 受診形態と受診科目の状況（令和3年度実績）※受診科目は令和3年度の実人数と延べ回数				
受診科目	実人数	延べ回数		
1. 精神科・脳神経外科	人	回		
2. 小児科・内科	人	回		
3. 外科・整形外科	人	回		
4. 歯科	人	回		
5. その他	人	回		
合計	人	回		
[38]入院の状況 ※該当する番号の□にレ点を記入				
①令和3年度の入院				
□1. 入院あり（_____人 延べ日数_____日（うち付添日数_____日）		□2. ない		
②健康保険の資格停止・無保険（契約児）				
□1. いる（令和3年度延べ_____人 令和4年6月1日現在_____人）		□2. ない		
③ 経済的負担で通院を見合わせた事例（令和3年度～現在まで）				
□1. ある（_____人 延べ_____回）		□2. ない		
④ 医療費の支払いの滞納事例（令和4年5月末現在）				
□1. いる（_____人 延べ_____円）		□2. ない		
[39]施設建物の形態				
※該当する番号の□にレ点を記入				
※生活単位とは入所児と固定されたスタッフを中心に、衣食住など基本的な生活が営まれる基礎グループであり、環境・構造的にも独立した形態をもつ単位とする。				
□1. 居住棟一体型（多層構造や渡り廊下等で連なっている構造も含む）				
□2. 居住棟分離型（構造上は一体型であるが、出入口や仕切り等を設け、生活単位を分けて使用している構造）				
□3. 居住棟分棟型（生活単位がすべて敷地内に分散した形で設置されている構造）				
□4. 居住棟分離・分棟併用型（敷地内に上記2、3を合わせて設けている構造）				
□5. 敷地外に生活の場を設けている(自活訓練も含む)				
⇒SQ（_____）か所、その場合、食事は(□1. 本体施設から配食 □2. 自前調理 □3. 配食+自前調理)				
[40]スペースと生活援助スタッフの構成				
※生活単位の規模別の状況を下表に計上のこと。なお、上記設問[39]施設建物の形態について「□1. 居住棟一体型」を選択した施設は、独立した援助（活動）単位を生活単位に置き換えて計上のこと。				
※専任スタッフ数は、規模別に複数の単位がある場合はその合計数を計上のこと。				
生活単位規模	～5人規模	6～10人規模	11～15人規模	16人規模以上
1. 生活単位の設置数				
2. その専任スタッフ数（人）				

[41] 「自活訓練事業」及び準じた取り組み(令和4年6月1日現在) ※該当する番号の口にレ点を記入							
☐ 1. 実施している ☐ 2. 今後実施する予定							
自活訓練加算対象 措置 _____人 契約 _____人 加算対象外(独自の事業) _____人							
[42] 障害児等療育支援事業(都道府県の地域生活支援事業による事業等)及び療育相談事業等							
☐ 1. 実施している ☐ 2. 法人内の他施設が実施している ☐ 3. 実施していない							
実施している場合、事業内容別に令和3年度(令和3年4月1日～令和4年3月31日)の実施件数等							
①訪問療育等指導事業						件	
②外来療育等相談事業						件	
③施設支援事業	保育所・幼稚園					件	
	学校					件	
	作業所					件	
	その他					件	
[43] 日中一時支援事業の実施 ※該当する番号の口にレ点を記入							
☐ 1. 実施している ☐ 2. 実施していない							
実施の市区町村数		日中一時支援事業の令和3年度の実績(実施している事業所のみ)(令和3年4月1日～令和4年3月31日)					
市区町村	実人員					延べ人数	
	人					人	
[44] 福祉教育等の事業の実施 ※該当する番号の口にレ点を記入							
☐ 1. 実施している ☐ 2. 実施していない							
⇒SQ 令和3年度(令和3年4月1日～令和4年3月31日)の受入れ							
①小・中・高校生のボランティア・体験実習						人	
②民間ボランティア						人	
③学校教員・教職免許の体験実習						人	
④単位実習	保育士					人	
	社会福祉士・主事					人	
⑤施設職員の現任訓練						人	
⑥上記以外の受入れ(具体的内容)()						人	
[45] 地域との交流 ※該当の全ての口にレ点を記入							
☐ 1. 入所児の地域行事・地域活動等への参加 ☐ 6. 施設と地域が共同で防災・防犯訓練を実施 ☐ 2. 地域住民の施設行事への参加 ☐ 7. 子育てや障害に関する相談会・講演会の実施 ☐ 3. 施設と地域との共催行事の実施 ☐ 8. 施設設備の開放や備品の貸し出し ☐ 4. 地域住民をボランティアとして受け入れ ☐ 9. その他() ☐ 5. 地域の学校等との交流							
[46] 児童と直接支援職員の比率(令和4年6月1日現在)							
※直接支援職員とは児童指導員・保育士・各種療法士をさし、非常勤の場合は、0.5人と数える。 但し、それらの職種でも外来療育や巡回相談等入所児童以外を対象とした業務に専従している職員は除く。 ※小数第2位以下を四捨五入すること							
①定員との比率	定 員	人	÷	直接支援職員数	人	=	.
②在籍児童数との比率	在籍児童数	人	÷	直接支援職員数	人	=	.

[47]施設の運営費															
①現行の加算 ※該当の全ての□にレ点を記入															
	□1. 児童指導員等加配加算				□10. 入院時特別支援加算										
	□2. 職業指導員加算				□11. 地域移行加算										
	□3. 重度障害児支援加算				□12. 栄養士配置加算										
	□4. 重度重複障害児加算				□13. 栄養マネジメント加算										
	□5. 強度行動障害児特別支援加算				□14. 小規模グループケア加算										
	□6. 心理担当職員配置加算				□15. 小規模グループケア加算（サテライト型）										
	□7. 看護職員配置加算				□16. ソーシャルワーカー配置加算										
	□8. 入院・外泊時加算				□17. 乳幼児加算										
	□9. 自活訓練加算														
②自治体の加算措置 ※公立施設は、国措置費・給付費を超えた運営費の場合は「ある」を選択															
1. 職員配置等の事務費の補助				□a. ある		□b. ない									
2. 事業費に対する加算措置				□a. ある		□b. ない									
[48]在所延長規定の廃止に伴う今後の児童施設としての計画 ※該当する番号の□にレ点を記入															
①今後の対応の方針															
□1. 児童施設として維持			□2. 障害者支援施設を併設			□3. 障害者支援施設に転換									
②児童施設の定員															
□1. 現行定員を維持する			□2. 定員を削減する			⇒削減数 _____人									
③障害種別の一元化に際し、他の障害の受入れに伴う設備・構造															
□1. 身体障害の車椅子対応			⇒ □a. 現状で可能		□b. 改築等が必要		□c. 受入れ困難								
□2. 盲・ろうあ児の受入れ			⇒ □a. 現状で可能		□b. 改築等が必要		□c. 受入れ困難								
[49]在所延長している児童の今後の見通し(本人の能力等からみて)															
1. 家庭引き取り		人													
2. 単身生活		人													
3. 障害者支援施設の対象		人		⇒うち令和4年度末までに移行が可能な人			人								
4. グループホームの対象		人		⇒うち令和4年度末までに移行が可能な人			人								
[50]児童相談所との関係 ※該当する番号の□にレ点を記入															
①児童福祉司等の訪問		□1. 令和3年度に訪問があった ⇒児童相談所数_____か所_____回 □2. 児童福祉司等の訪問はない													
②児童相談所との連携		□1. 県単位で児童相談所と施設の定期協議を行っている □2. 定期的に児童相談所を訪問して協議を行っている □3. 不定期であるが児童相談所を訪問して協議を行っている □4. 特に行っていない													
③措置児童の18歳以降の対応		□1. 18歳到達日以降の措置延長は原則として認められない □2. 高校（高等部）卒業までは措置延長が認められるが、それ以降は認められない □3. 高校（高等部）卒業後も、事情により20歳までの措置延長が認められる													
④契約児童の18歳以降の対応		□1. 18歳到達日以降の支給期間の延長は原則として認められない □2. 高校（高等部）卒業までは支給期間の延長が認められるが、それ以降は認められない □3. 高校（高等部）卒業以降も、事情により20歳までの支給期間の延長が認められる □4. 20歳以降も事情により支給期間の延長が認められる													
[51]利用者負担金の未収状況等															
令和3年度の未収分		人		総額		円		うち令和2年度以前の未収分		人		総額		円	
[52]令和3年度の苦情受付の件数															
件		その内容		1. 施設運営に関すること		件		2. 生活支援に関すること		件		3. その他		件	
[53]第三者委員等との相談の頻度 ※該当する番号の□にレ点を記入															
□1. 月1回程度		□2. 学期に1回程度		□3. 年に1回程度		□4. 相談の機会はない									

ご協力いただき誠にありがとうございます